

第百五十一回国
参議院厚生労働委員会會議録第十六号

平成十三年六月十四日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

六月八日

辞任

海老原義彦君

野間 越君

宮崎 秀樹君

高嶋 良充君

藤井 俊男君

大森 礼子君

弘友 和夫君

補欠選任

釜本 邦茂君

大島 慶久君

武見 敬三君

朝日 俊弘君

松崎 俊久君

山本 保君

浜四津敏子君

六月十一日

辞任

川橋 幸子君

木俣 佳文君

長谷川 清君

沢 たまき君

井上 美代君

補欠選任

佐藤 道夫君

羽田雄一郎君

齋藤 勁君

魚住裕一郎君

筆坂 秀世君

六月十二日

辞任

佐藤 道夫君

齋藤 勁君

羽田雄一郎君

魚住裕一郎君

筆坂 秀世君

補欠選任

川橋 幸子君

長谷川 清君

竹村 泰子君

沢 たまき君

井上 美代君

六月十三日

辞任

竹村 泰子君

山本 保君

補欠選任

木俣 佳文君

益田 洋介君

六月十四日

辞任

狩野 安君

釜本 邦茂君

補欠選任

山下 善彦君

森田 次夫君

朝日 俊弘君
松崎 俊久君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

中島 真人君

亀谷 博昭君

斉藤 滋宣君

柳田 稔君

沢 たまき君

井上 美代君

阿部 正俊君

大島 慶久君

狩野 安君

田浦 直君

鶴保 庸介君

南野知恵子君

森田 次夫君

山下 善彦君

岡崎トミ子君

川橋 幸子君

木俣 佳文君

長谷川 清君

堀 利和君

浜四津敏子君

益田 洋介君

小池 晃君

大脇 雅子君

西川きよし君

黒岩 秋子君

鈴木 俊一君

坂口 力君

副大臣

法務副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

衆議院法制局側

衆議院法制局第五部長

政府参考人

法務大臣官房訟務総括審議官

参考人

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省スポーツ・青少年局長

厚生労働省健康局長

厚生労働省健康局長

国立病院院長

厚生労働省労働基準局長

ハンセン病遺棄国賠訴訟全国原告団協議会会長

ハンセン病遺棄国賠訴訟全国原告団協議会会長

「らい予防法」違反国賠訴訟全国原告団協議会会長

代理

全国ハンセン病療養所入所者協議会会長

高瀬重二郎君

志村 康君

狩野 安君

釜本 邦茂君

山下 善彦君

森田 次夫君

佐藤 道夫君

齋藤 勁君

羽田雄一郎君

魚住裕一郎君

筆坂 秀世君

川橋 幸子君

長谷川 清君

竹村 泰子君

沢 たまき君

井上 美代君

木俣 佳文君

全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長

神 美知宏君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査(ハンセン病問題に関する件)

○政府参考人の出席要求に関する件

○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案(衆議院提出)

○確定拠出年金法案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十一回国会衆議院送付)

○委員長(中島真人君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十三日、山本保君が委員を辞任され、その補欠として益田洋介君が選任されました。

また、本日、松崎俊久君が委員を辞任され、その補欠として岡崎トミ子君が選任されました。

○委員長(中島真人君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島真人君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に沢たまき君及び井上美代君を指名いたします。

○委員長(中島眞人君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に参考人としてハンセン病遺棄国賠訴訟全国原告団協議会会長曾我野一美君、ハンセン病遺棄国賠訴訟全国原告団協議会会長代理須藤二君、「らい予防法」違憲国賠西日本訴訟原告団副団長志村康君、全国ハンセン病療養所入所者協議会会長高瀬重二郎君及び全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局局長神美知宏君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中島眞人君) 次に、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、ハンセン病問題に関する件を議題といたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、当委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

私は、本日、ハンセン病遺棄国賠訴訟全国原告団協議会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会の皆様を参考人として参議院厚生労働委員会にお招きし、貴重な御意見と御要望を承ることができ、ますことに、深い感慨を覚えております。

熊本地裁は、去る五月十一日、立法院の責任を厳しく問う判決を言い渡しました。これを受けて、参議院は六月八日、ハンセン病の患者、元患者の方々がこれまでを受けた苦痛と苦難に対する深い反省と謝罪の意を表するとともに、患者、元患者の方々の名誉回復と救済の立法措置を講ずる旨の決議を行いました。

厚生労働委員会の委員長といたしましても、重ねて深い反省と謝罪の意を表しますとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなった方々に心から哀悼の誠をささげるものであります。

当委員会は、本日、議員立法に係るハンセン病補償法案を審査いたします。これに先立って、参考人の皆さんには忌憚のない御意見と御要望をお述べいただきたいと存じます。私も、ハンセン病問題の教訓を真摯に受けとめることを約束し、よりよい立法を行うことで立法院としての責任を全うしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の進め方でございますが、まず曾我野参考人、志村参考人及び須藤参考人から合わせて三十分御意見を述べいただき、次に高瀬参考人及び神参考人から合わせて三十分御意見を述べいただきます。なお、意見の陳述は着席のまま結構でございます。

それでは、まず曾我野参考人から御意見を述べさせていただきます。曾我野参考人。

○参考人(曾我野一美君) 御指名をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、御用多端の中、とうとう時間を割いて私も原告を招いていただいて意見を聴取していただくこと、本当にありがとうございます。まず原告団を代表いたしました心から厚くお礼を申し上げます。

私は、一九二七年の七月生まれでございます。昭和十八年、十六歳のときに海軍に入隊いたしました。練習航空隊におきまして二年五カ月余り、大変厳しい訓練を受けました。そして、実習航空隊に移りました。一九四五年六月にハンセンを発病いたしました。鹿児島の実習航空隊におりましたので霧島海軍病院の隔離病棟に収容され、大変嫌な思いをした記憶が今でも新しくあります。

そして、戦後、一年半くらい家庭療養を続けておりましたところ、保健所の方から、どうしても療養所に入ってもらわなければならない、そういう督促が最初のうちは一カ月に一回程度、最後の方では十日に一度あるいは一週間に一度、白い予防衣を着た係官が私の家を訪ねてくるようになりました。村八分的な扱いを受けかねない、そういうふうな思いがございましたので、一九四七年、

昭和二十二年でございすけれども、強制収容されて現在の香川県の大島青松園に入所させられました。

すぐドクターの診断を受けたところ、自然治癒をしておるから一切治療をする必要はない、こういうふうな言われましたので、以来五十四年になりますけれども、何らの治療も受けないで今日に至っております。その中で、国策というものは、ハンセンと名がつくとことん療養所に押し込め、そういう政策がずっととられていた、そのことを言うことができる、そういうふうに思います。

日本の国としてのハンセン病対策の始まりというのは、今さら申し上げるまでもありませんけれども、一九〇七年、癩予防二箇スル件という法律が制定されて以来のことです。今から九十四年の昔であります。その法律に基づいて、全国に五カ所のハンセン病の療養所がつくられました。

府県連合立という形で経営されたわけでございます。青森でありまして、東京の東村山でありまして、大阪、それに香川の大島青松園、私がおります。世話になっておるところ、それから九州の熊本でございます。厚生省が設立せられましたのは昭和十三年、一九三八年でございますから、ずっと後のことでございます。

五つの療養所の管理、統括に当たりましたのは、あの悪名の高い内務省であったわけでございます。そこで、初代の所長は、ドクターではなくて、そのつくられた療養所の所属する県から警察官の警視という階級の方が初代所長として着任をいたしました。

そして、東京の東村山の多磨全生園の初代所長、池内才次郎の、患者を集めて初めて訓示をしたときの言葉が伝えられております。どう言ったかと申しますと、おまえさん方をどう待遇したらいいのか初めてのことなのでよくわからない、そこで刑務所よりも一等減じた扱いをするからそのつもりでいてもらいたい、こういうことをはばか

らず公言しておるわけでありす。今でもこのことを思い出しますと憤激する方ない、そういう思いがいたします。病人であって療養所に入れておいて、刑務所よりも一等減じた扱いとは何事かと、それを言いたいわけでございます。すけれども、池内個人の考え方がそこにあった、そう言ってもいいと思います。同時に、国の療養所を経営する基本理念というのがそこにあつたと、そう言わなければならない、そう思うわけでございます。

そこで、療養所の立地でございますけれども、人里離れた余り人の寄りつかないところ、それでも反対があるのをようやくなだめて療養所をつくった。私の生活をいたしております大島青松園は瀬戸内海の孤島でございます。海によって隔てられたところに療養所がつくられた。

実際にそれではどういう経営をしたかと申しますと、職員の数というのを最小限度に抑制をした。多くの職員を雇いますとサラリーを払わなければならないので非常に高つく。経営が非常に高つくので人数を少なくした。それでは療養所が経営できない。そこで、軽症患者の労働力を活用するという暴挙をあえて行ったわけでありす。

私など、昭和二十二年の入所でございまして、寝巻き類、ほとんどそういうものを持って療養所に入りました。恐らく毎日ベッド生活だろう、そう思つて入った。ところが、すぐ翌月から作業の割りつけがございまして、否やを言うことができない強制労働でありました。

重症者の看護、二十四時間張りついて看護をする。看護婦の配置が一人もいない。介護員なんてとんでもない、そんな者は全くいない。不自由者の看護、あるいはガーゼ、包帯の洗濯、再生作業、食事配達。私など、二十歳のときから本当に嫌だったのは、し尿のくみ取り、肥おけを担いでひしゃくでくんで遠くまで運んでいてし尿を処理しなきゃいけぬ。病人が亡くなったときの火葬まで私どもがやらなければならなかつた。そういう

う経営を行ったわけでありました。

私どもの全国組織ができましたのは昭和二十六年の一月であります。らい予防法を何とかしてもらいたい、それを大きな目標にして厚生省に要求を繰り返して行いました。その結果、二十六年の十一月、今、名前は変わりますが、参議院の恐らくここであつたんじゃないかと思ひますが、厚生委員会におきまして、光田健輔、宮崎松記、林芳信、この三團長を証人として招きまして意見陳述をさせておるわけでありました。今からちょうど五十年昔であります。六月でありましたけれども、三團長の証言は十一月であつたわけでありました。それだけの違いで非常に感慨が深い、そういう思いでこの席に臨んでおるわけでございます。

光田健輔がどういふことを言つたかという、日本のハンセン病対策というのは将来とも絶対隔離政策を続けなければならない、入所を拒む者については警察官が手錠をかけて拉致連行できるような法律をつくってもらいたい、その証言をしておるわけでありました。

それをベースにいたしまして、厚生省は一九五三年に国会にらい予防法の手直しの案を出して、八月に成立を見たわけでありました。私ども、大変な汗を流しての反対運動を展開いたしましたけれども、阻止することができなくて、それが一九九六年まで存在したらい予防法であつたわけでありました。

熊本判決について申し上げますと、単なる行政論じゃない、また単なる法律論ではない、九十年の歴史を本当に真剣にとらえて、そして厳密に検証を加えて、人道主義を貫いた愛の判決である、そういうふうには私は評価をいたしておるところでございます。

小泉総理の大英断によりまして判決が確定するに至りました。大変うれしく存じておるところでございます。

国会の先生方におきましてもいろいろ御議論があつた、そういうふうには報道を通して承知をいた

しておるところでございますけれども、本当に理解のある結論を出していただきまして、超党派による決議であるとか、あるいはまた今後の補償立法であるとか、これから手を加えていただくというふうな御予定を伺つておるところでございます。て、原告団一同を代表いたしまして心から謝意を表明する次第でございます。

今後の問題に少し触れさせていただこうというふうに思ひますが、まず、長い間の九十年に及ぶ誤つた行政によつて受けた、名誉を破壊された、それを回復する措置をとっていただきたい。

それから、恒久対策として、療養所で生活する以外に手のない特殊な老人集団の私どもでございますので、今後の生活保障。あるいは退所者に関する、非常に苦しい生活をしておるようでございますけれども、新しく年金給付等の道を開いていただくなどの問題。それから、医療、看護、介護等の、あるいは環境整備等の問題。さらにまた、真相究明と再発の防止。さらに継続協議の場を、厚生労働省ともきう話し合いをいたしまして、それをスタートさせてもらいたいということを申し入れをいたしましたのでありますけれども、それらの観点を国会の先生方におきまして今後ずっと注目を続けていただきながら、御支援と御援助を賜られますように心からお願ひをして、私の発言を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(中島眞人君) ありがとうございます。次に、志村参考人をお願いいたします。志村参考人。

○参考人(志村康君) きょう、このような機会を与えていただきましたことに深くお礼を申し上げます。

私は、意見陳述を申し上げます。

私は、一九九八年七月三十一日、熊本地方裁判所に訴訟を提起した第一次原告十三名のうちの一人です。これから、私がなぜこのような訴訟を提

起したのか、その理由についてお話しさせていただきます。私、旧制中学三年生、十六歳のときに、熊本のハンセン病療養所、菊池恵楓園に入所しました。病院で診察を受け、ハンセン病であることがわかつた日の翌々日の入所でした。

このように急いで療養所に入所することになった理由は、私がハンセン病であることがわかつたば、保健所が来て家を徹底的に消毒してしまうことになるからです。家の消毒などをされたら、私がハンセン病であることが近所の皆に知られてしまひ、家族が村八分に遭うことは目に見えていました。そこで、私は、かわいがつてくれていた母親と泣き別れ、父親に連れられて朝一番の列車で熊本に行き、菊池恵楓園に入所しました。

それから十年後、私は同じ入所者である妻と結婚しました。当時の恵楓園では、結婚しても子供ができたなら、妻は墮胎、夫は断種というのが決まりになっていました。妻は、結婚した翌年に子供を身ごもりました。そして、子供を身ごもつたことがわかつたその同じ日に、園から墮胎手術の日取りを言い渡されました。

園内での墮胎手術のことはそれまでに聞いて知つていました。やはり入所者だった妻の姉が妊娠八カ月で墮胎手術をさせられていたからです。妻の姉は、赤ん坊を産み、その赤ん坊の泣き声を聞いたといひます。そして、生きて生まれた赤ん坊の顔にガーゼをかけて殺されることをその目で見たということです。

それから墮胎手術までの約二週間というものの、私は何とか子供を助ける方法はないかと必死でした。子供を助けられるのなら何でもするつもりでした。しかしながら、どのようにしても園内では子供を産むことも育てることもできない、それが現実でした。

墮胎手術の日のことは一生忘れられません。手術室まで無言で妻に付き添ひ、手術の後もただただ泣き崩れる妻に私は何もしてやれることはありませんでした。その後、このことを聞いた私の母

親が、生まれてくるはずだった子供のことをふびんに思ひ、操という名前をつけ、位牌をつくつてくれました。今でも操のことを思ひない日はありません。死んだ子供の年を数えると言ひますが、助けられなかつた、済まないという思ひは日増しに募るばかりです。

つらい思ひをしたのは私たち療養所に入所した者ばかりではありません。私の母親は、私の入所後、一家心中を考え、鉄道に飛び込んだら死体が皆に知れて余計に親戚に迷惑をかけるだろう、死体が上がらないような海に飛び込もうなどと思ひ悩んでいたそうです。それでも母親は、まだ生後四カ月の乳飲み子だった私の妹の顔を見て、こんな赤ん坊を道連れにはできないと思つて自殺を思ひとどまつたのだといひます。

私の弟は、私のことでつき合つていた女性の両親から結婚を反対され、結局駆け落ちせざるを得ませんでした。相手の両親がかかりつけの医者に相談したところ、らひは遺伝だから結婚しない方がいいと言われたといふことであります。妹も私のこととまじりかけた縁談が何度も破談になりました。結納まで交わしたものに、私のことが相手に知れた、破談になったこともありました。父が亡くなつたとき、私は近所の人目をばかして通夜にも葬式にも出ることができず、深夜に家に帰り、明け方には家を出なければなりません。その際、母から、父が死ぬ間際まで私に済まない済まないと言つていたと聞かれました。私は、父も子を失つた父親として私と全く同じ苦しみを感じながら生きていたのだと知り、涙がとまりませんでした。

一九九八年七月三十一日、私は菊池恵楓園や星塚敬愛園の仲間とともに熊本地方裁判所に訴えを起しました。たつた十三人での提訴です。当時はまだ入所者の多くは、自分たちの生活の場である療養所を運営している国を相手に裁判を起すことについて強い抵抗を持てていました。また、裁判をする事について、療養所の内外から、国にお世話になつておきながら国を相手に裁判を

起こすのかとか、そんなに金が欲しいのかなどという誹謗中傷も数多く受けた。裁判などを起こしたら療養所にいらなくなるからやめた方がいいと言人もいました。

しかしながら、私は、これほどまでに私や私の家族を苦しめたらい予防法がどうして制定されてしまったのか、また、どうしてその後かくも長きにわたって廃止されないままだったのか、その理由をどうしても知りたかった。そして、その責任を明らかにしてもらいたかった。らい予防法廃止のときに明らかにされなかったこの問題を私はどうしてもはつきりさせずにはいられなかったのです。

お金の問題ではないのです。お金を幾らもらったところで死んだ後は帰ってきません。私や私の家族の幸せな時間が戻ってくるわけでもありません。しかしながら、もしこの問題がうやむやに終わってしまったら、また将来同じような悲劇が繰り返されることになるでしょう。私たちだけで十分です。もうだれにも私たちのような思いをさせてはなりません。

国会議員の皆様、どうかお願いします。

今回のような過ちがどうして起こったのか、徹底的に究明してください。そして、二度とこのような過ちが起きないような世の中にしてください。差別や偏見のない幸せな社会をつくってください。そして老い先短い私の私にそのような社会を見届けさせてください。私はそれをあの世で操に知らせてやりたいのです。

以上につけ加えまして、一言だけ申し上げます。

坂口厚生大臣におかれては、今月の十六日に我が菊池恵楓園にお越しいただくと聞いております。まことにありがたいと思っております。ただ一つ、この件について残念なことがあります。もともと大臣の園訪問、謝罪は、我々原告団の要請を受け、坂口大臣がぜひお邪魔したいと述べられて実現の運びとなったものであります。厚生労働省は、十六日の訪問を我々に何も相談もないまま、

ま、園側には何と十二日に日程案を出してこれを決定し、既に式次第まで決まっていた。我々がこれを知ったのは昨日十三日の午後六時過ぎのことでした。地元のマスコミよりもおくれて私たちは知りました。これではとても謝罪という我々の要請に対する誠意ある対応とは言えません。幸い、この後、協議の機会を設けてくださることにになりましたが、今後はぜひ事前に我々原告団と協議いただくよう大臣にもお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

次に、併参考人をお願いいたします。併参考人。

○参考人(野雄二君) 私は、一九三一年、昭和七年、東京で生まれまして、七歳で発病いたしました。したがって、現在六十九歳です。

私は、つまり六十二年間ハンセン病の療養所に閉じ込められた生活をしてきました。この間、同病の母が終戦間際の昭和二十年五月に、職員が空襲で逃げまどう中、餓死状態のありさまで息を引き取りました。兄は、政府、厚生省がプロミン予算を流していたために、実際の実施が行われた昭和二十四年の前年にプロミンに手が届かず死にました。そして私は、この六十二年間、本当に人間らしい扱いを何一つ受けずに生きてきました。五月十一日、熊本地裁での判決が私に対して人間をよみがえらせてくれました。私は人間を回復したんです。

そして今、私は大きな希望を胸に持つことができますようにになりました。希望という言葉が私には極めて観念的にしか思えませんでしたが、今現実希望の光が見えてきました。つまり、私は、もしかしらこの六十二年間の療養所のひどい生活から抜け出て社会復帰できるんじゃないかと、そういう思いが今胸によみがえってきているからです。

私は七歳で発病したわけですから、本当に社会の生活を知りません。しかし、私にはもう既に三

十年來交際している女性がいいます。しかし、私は、熊本地裁の判決を受けるまで、その女性に結婚を申し込むことはできませんでした。私は、この熊本地裁の判決を本当に確定して、そしてこれから全面解決を願っておりますが、その中で私のような者、私は非常に手足も不自由になつていいます。しかし、私のような者も社会で生活できる、人並みの社会生活ができるということが皆さんのお力で保障できるならば、私は三十年來つき合っていたその女性に結婚を申し込みたい、そして社会生活をしてみたい、そういう思いであります。ぜひ、このような私の願いをかなえるよう、皆さんのお力添えを心からお願ひ申し上げます。以上です。

○委員長(中島眞人君) ありがとうございます。次に、高瀬参考人をお願いいたします。高瀬参考人。

○参考人(高瀬重二郎君) 国会の会期末も近づきましたし、国政御煩多のところ、きょうは私もこのような機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。感謝をいたしております。

私は、一九六二年、昭和三十七年でございすが、旧らい予防法第六條によりまして県から入所勧告を受けて、岡山県にあります長島愛生園に入所いたしました。以来、三十九年が経過し、今日を迎えたのでございます。

私のことはそれぐらいにいたしますけれども、去る六月の七日、八日の二日間にはわたりまして、衆参両院の本院議におきまして国会の責任を認める国会決議が満場一致で採決されました。隔離政策の継続を許した責任を認め、患者が受けた苦しみに対しまして深く反省し謝罪するとのことを含めた決議がされたわけでございます。私たちもこの国会決議を厳粛に重く受けとめたいと思っております。

その後、委員会の集中審議などにつきまして大変な御努力を願っております。十年後ある

また、このたびの補償金支給に關します立法につきましては、熊本地裁の判決の線に沿って、控訴断念後に迅速に立法作業に取り組んでいただいております。患者のこうむりました精神的な苦痛を慰謝するための補償金、患者の名誉回復などについて定められた法律でございますので、趣旨に沿って速やかに成立させていただきたいのでございます。

しかし、国会の謝罪あるいは補償でハンセン病問題がすべて解決するものではないと思います。ハンセン病に対しまして国民の、社会の偏見、差別が完全に解消されたとは言えないのであります。ようやくその第一歩を踏み出したというところでございます。そのために、原告団、弁護団、そして私どもが要請をいたしております統一した全面解決案、これを速やかに御理解賜りまして実現していただきたいのでございます。

その中の何点かにつきまして申し上げたいと思ひますが、原告団の発言と重複する点もあると思ひますが、その点は御了承いただきたいと思ひます。

まず、退所者及び社会復帰を希望している人に対しましては、先ほど話ございましたように、年金の支給でありますとか住宅の確保、生活の介助など、社会生活を送るために十分な支援をしていただきたい。

現在のところ、社会復帰者に対しては、一回きりでございすけれども、二百五十万というのが支給されております。しかしながら、これでは生活の安定は不可能でございますので、そういった点も含めいただきました。この社会復帰者の問題につきましては御検討を賜りたいと思っております。

次に、二点目といたしまして、入所者の減少によります療養所の統廃合、このことにつきまして、しないでいただきたい。

現在、入所者は四千四百名ぐらいでございますけれども、毎年二百名から二百五十名が亡くなっております。そうしてまいりますと、十年後ある

いは十五年後になりますと非常に入所者は減少するわけでございますけれども、私どもには長い間の生活の場でございますし、第二のふるさとでございます。その上、平均年齢七十四歳という高齢に達しておりますので、移動するにいたしまして、これは不可能でございますので、どうか、生涯療養所において余生を送りたいという希望を持つておられる者が大半でございますので、そういったことも御理解いただきたいと思うわけでございます。

次に、三点目でございますが、療養所の医療、看護あるいは介護の充実、設備の改善等でございますが、この中で特に私どもがお願いしたいと思っておりますのは、不自由者棟の看護を強化するための看護婦の増員によりまして三交代制を実施していただきたい。しかし、そのためには、速やかに実態調査をしていただきたいと思っております。

次に、四点目といたしまして、まだ社会に根強く残っておりますハンセン病に対します偏見、差別、これを解消するために、学校教育あるいはその他の啓発活動を強化していただきたい。もちろんこれは政府主導によって実施していただきたいと思うわけでございます。

次に、偏見、差別に苦しみながら、先ほどもお話がございました、無念の死を遂げ、しかも遺骨の引き取り先のない二万三千七百人の犠牲者に対して、名誉と被害の回復措置を講じていただきたいのでございます。しかし、これには地方自治体の絶的な協力が必要かと思っております。

次に、九十年に及びます強制隔離政策の真相を明らかにして、再び同じ過ちを繰り返さないように万全の対策を講じていただきたいと思うわけでございます。お願いしておりますように、真相究明委員会等の設置等があるかと思っております。

次に、東村山市にありますハンセン病資料館の充実の問題でございますが、施設の拡充と必要経費の確保、あるいは学芸員等の配置の問題等がございます。

以上、私は、項目のみ、重点のみ申し上げましたけれども、平成十四年度予算編成期に間もなく入るわけでございますが、どうか厚生労働委員会の皆さんの一層の御理解と御尽力を賜りまして、これらの対策が早急に実現いたしますようお願いする次第でございます。

なお、私が申しました詳細につきましては神参考人の方から説明いたしますので、私はこれで終わります。

ありがとうございます。

○委員長(中島眞人君) ありがとうございます。

次に、神参考人をお願いいたします。神参考人。

○参考人(神美知宏君) 全療協事務局長の神美知宏です。

本日は、大変貴重な時間を割いて私どもの意見の陳述あるいは御要望等を申し上げる機会をお与えいただきまして、そのことに對して改めて感謝を申し上げます。

また、先ほど参考人からもるる謝意が述べられておりましたけれども、先日、六月七日、八日の両日にわたりまして、衆参の国会におきまして国会決議が採択されました。こういう決議の内容を改めて私ども全入所者の立場で拝見してみると、こういうふうな国会決議が今までなされたことがあったであろうか、そういう印象を強く持ちましたと同時に、本当に私どもが国会の皆さん方、つまり国民を代表する国権の最高機関でこういう決議がなされたことの感激を今もって強い余韻とともにかみしめておるところであります。

皆さんの一方ならぬ反省の言葉と今後の対策についての具体的な指摘もこの中でなされておるところでありまして、必ずや私どもが今回この国家賠償請求裁判をやつてよかった、苦勞はあったけれどもここまで生き延びてきてよかったという思いを全入所者がかみしめることができるように、あるいは、ふるさとにおいて非常に苦しい暮らしをしておられる家族の者たちがこの国会決議を見

てどのように感激と喜びを味わっているだろうか、そのことを想像するだけで改めて感動と感激を覚えるところでございます。

そこで、先ほど私どもの組織の会長であります高瀬の方から概略的にいろいろな問題について先生方に御意見あるいは御要望を申し上げたところですが、その問題に若干補足をする前に、私個人のことにとりますまでの片りんをごく大ざっぱにお話し申し上げたい、そのように思っております。

私は、昭和九年生まれでありまして、ことし六十七歳になります。ハンセン病療養所に入りましてから五十年が過ぎました。半世紀です。いまだに死を迎えることはなく、生き延びてまいっておりますが、ここまで私を内側から支えてくれたものは何か。一言で言えば、私どもが置かれている立場、人権を剥奪され、人間の尊厳を奪われ、社会から差別をされ、無らい県運動によって一般社会から追ひ出されて療養所に入つてしか生きる道がなかった、このつらい体験を何とかいつか生きている間にすべて全面的に解消しなくては死んでも死に切れないという強い憤りと信念が私を今まで生きてこさせたというふうに思っております。

私は、十七歳で高校に退学屈を出して香川県の大島青松園というところに入所をいたしました。はつきりハンセン病だという確信は持てなかったわけですが、近隣の医者の診断によりまして、恐らく間違いないであろうということでありました。

本来ならば、病気がかかった場合は近隣の医療機関で治療が受けられる、あるいは薬局等で薬を手に入れることができる。しかし、私がかかった病気に對してだけは、なぜかこの病院に行つても治療を拒否される。どんなに家族挙げて駆けずり回つても治らい薬を入手することができない。どうしてこういう状況がこの日本の社会にあるんだらうか、大きな疑問と、療養所に入るしか生きる道のなかった失望感でハンセン病療養所に母

親に連れられて入りました。

療養所に入つてみますと、昭和二十六年でありますから、既に療養所の中では昭和二十四年ころから、ハンセン病の特効薬と言われておりますプロミンの治療が二十四年ころから開始をされておりました。見る見るうちに病状が快方に向かつている。そのことを目の当たりにいたしましたときに、私は、不治の病にかかった、どこにいても治療が受けられない、療養所に入るしかそういう手だてはないというらい予防法によって私どもの今後が生涯が運命づけられていた、その法律はどういう法律なんだということを、十七歳にして失望感の中でこのらい予防法を目にいたしましたわけですから。

らい予防法の基本理念の中には、強制隔離、撲滅政策という理念が貫かれておりまして、同じような予防法の中に結核予防法があったわけですが、結核予防法は入所規定があり退所規定がある。しかし、らい予防法については、俗に私どもは入り口があつて出口のない法律だというふうに言つてきましたけれども、なぜか、らい予防法の中には退所規定、社会復帰の規定というのが全くありませんでした。

療養所に入りましてまず強く印象づけられましたのは、納骨堂がいやに立派であること。東南アジアにバゴダというのがありまして、仏教で使う札拜堂のことだと思ひますが、それにも劣らない立派な建物がこの療養所の中にもある。これは、たとえ亡くなられるようなことがあつても、骨になつても一歩も療養所から出ることはできないんだと象徴するかのような納骨堂が療養所の中心に当たるところに立派に建てられておりました。全国十三カ所ある国立ハンセン病療養所の中でこれまでお亡くなりになつた方が二万三千七百名、私どもの組織の結果で明らかに成つておりますが、このほとんどの遺骨が無縁仏のようにそれぞれのハンセン病療養所の中の納骨堂に眠つたままです。

今、私たちが思うのは、いつになれば大手を

振つてふるさとに帰り、肉親の体温を感じるきずなが回復できるだろうか。あるいは七十になり八十になってもそういう状況はやってこないんじゃないか。ふるさとがいつ私どもを温かく迎えてくれる日が来るのかということが当面の大きな望みであり願ひでもあるわけです。

先ほど、参考人の方々が語る要望を申し上げておりましたけれども、今回の判決を見た後、幸いなことに、国会、政府だけではなく、地方自治体におきましても県知事が直接療養所に出向かれて謝罪を表明しております。なぜこゝまで早くも地方自治体の知事までが療養所を訪問しておるのか。その理由を考えてみると、昭和の初めごろ国民挙げて政府の指導のもとに行われた無らい県運動、国民の一人一人が、隠れてひっそりと暮らすハンセン病患者を見つければいいと、勝手に通報して、みんなで寄つてたかつて、手錠までかけて強制収容してきた。自分たちの県にだけは一人もハンセン病患者を残してはならないという運動によって、強制収容が行われた。そのことに対する深い罪の意識を、今の県知事の皆さん方においても自治体の皆さん方においても、何らかの形で意思表示をしなければ申しわけないという気持ちで、知事をして療養所を訪問させているんじゃないかというふうに私は受けとめております。

これから恐らく変わっていくというふうに思います。私どもの気持ちの中にも、社会から排除をされて療養所の中に入ったわけでありますから、社会に向けて心の扉をかく閉めてかきをかけて暮らしてきたけれども、ふるさとに残つておる私どもの家族も、同じ気持ちで今まで生きてきたわけです。

これから、地方自治体の代表者も謝罪をしていくという、今回の裁判を勝利させたのは国民世論の力強いエネルギーが国会を動かした、政府を動かしたと思ひますけれども、私どもの全国組織を結成したのが一九五一年で、ことし五十年を迎えます。その五十年間にわたる全国ハンセン療養所

入所者協議会の運動の一番大きな目的は、らい予防法の廃止でありましたし、日本の国内からハンセン病に対する偏見と差別を解消してもらい、解消しなければならぬという強い熱意が五十年間の私どもの運動を支えてくれたというふうに思います。

その運動の成果が今回のこの状態に結びつたという総括もいたしておるわけです。この広い日本の、一見平和に見える日本の社会の中に、ハンセン病問題がまだこういう形で残つていたのかというところがこのたびの裁判の結果を通してマスコミ報道をされ、そのことによって国民は改めて知らされ、驚き、衝撃を感じ、何かをやらなくてはならないという動きにつながり、政府を動かして国会を動かした。そういうふうに私は分析をいたしておるわけで、これも非常に喜ばしいことだというふうに、この喜びの思いは死ぬまで忘れないと思ひます。

六十七歳になつて全身が身震いするほどの感傷を覚えたことがつい最近二回あった。一つは、熊本地裁における判決を待ち取れたということ。一つは、この判決を受けて政府あるいは国会がどう対応しようとしているのか大きな難問でありましたけれども、小泉総理の政治的な決断によりまして控訴断念という情報もたらされて、判決を手にしたとき、控訴断念を聞いたとき、涙があふれました。全身が身震いするほどの感傷を味わいました。

しかし、それだけに終わつてはならない。国会におきましては、恐らくあしたになるでありますし、おきましても、参議院の本院議におきまして、御提案なさつて問題が国会を通過するというふうな思ひますけれども、それだけでこの問題が解決したわけではありませんが、補償法案が通過したというところは、新しい時代に向けて第一歩を踏み出したにすぎないというふうに私は思つております。あしたから、あるいはきょうからどういうふうな今後全協協が運動すれば、本当の意味で裁判をやつてよかつた、生きてよかつたとい

う思ひを達成することができるとか。それは、先ほど高瀬会長が参考人の立場からる概略的ではありましたがお話を申し上げたことに関係するわけです。

皆さん方のお手元に、つい先ほど、全面解決要求書なるものを配りましたけれども、この中に盛り込まれておるすべてが実現して初めて私たちは真の人間性を取り戻すことができるというふうに確認をいたしておるわけで、恐らくあした法案が通過した後は、きょうも予定されておりますが、厚生労働省に対して全面解決要求書一つ一つを私どもの立場から改めて御説明を申し上げて、速やかなこの問題の解決を要求しよう、要請をしようというふうに考えています。このことが成就して初めて失われた人権なり人間の尊厳が再び私たちの手に回復してくる、そうでなければこの問題は終わつたことにならない。

国会で法案が通過したことは、ただ単に緒についたばかりだという認識を持っております。今後、私どもは、平均年齢七十四歳ですから余命幾ばくありませんが、残された時間を有効に使つて全面解決要求の完全なる実現に向けての努力を断つてはならないという決意を固めております。

どうぞ、参議院の厚生労働委員会の先生方におかれましては、九十年にもわたる日本のハンセン病政策に思ひをいたし、今後歴史を一つ一つ検証していく中から、今後どうあるべきかがクロージングアップされてくるというふうに思ひます。私どもの運動をどうぞ側面から御理解を願ひたいし、御支援をいただきたい。そして、国会の皆さん方においても注視をしていただいて、ぜひ再びこの問題を国会の中で、全面解決要求を全部実らせるために国会においても引き続き御努力をいただくならば、これにまさる喜びはありません。

私の両親は七、八年前に亡くなつていきました。ある日突然母親は亡くなりました。一九九六年にらい予防法が廃止されたときに、四十五年も六年も本当の名前を使えない、偽名を使つて私

は療養所の中で生きてきました。入園したときに、療養所の受付に、あなたは偽名を使つた方がよろしいよとアドバイスを受けました。子供でありましたのでつさに意味を理解することが難しかったんですが、それは、あなたが病気になるまで、秘密にしておくために戸籍名を、親がつけた名前を使わないようにみんなしているんですよと言われました。

一緒に行つた母親と相談をして、神崎正夫という偽名を使つて、十七歳の三月でありましたが、その瞬間私はどう思つたかという、十七年間余りいい人生ではなかつたけれども生きてきたけれども、療養所に入つて親がつけた戸籍名を使うことができないという場に直面をして、私は人間性がそこで再び抹殺された、そういう印象を受けました。

ある日突然母親が亡くなりました。七年ぐらい前のことです。私は、全療協の事務局長をやつて六年になります。私が就任をして間もなくらい予防法の廃止の問題が動き始めまして、一九九六年にらい予防法が廃止された。したがって、ここで私はもう偽名を使う必要がなくなつたということ、当時厚生大臣をなさつておりました菅直人さんが多磨全生園を訪れたときに、大臣の目の前で、本日ただいまから私は本名に戻ります、戸籍名に戻りますということを宣言して、神美知宏という名前に戻りました。そのときのまた喜びは格別なものがありました。

本名に戻るときに家族会議を開いて、本名に戻ることによつて、もしそれが私が運動を展開する中でマスメディアが取り上げて新聞報道されたら家族がまた迷惑するんじゃないかということ、事前に相談をしました。おふくろは、もう少し辛抱しなさい、弟の子供たちがまだ嫁いでいないので、もう少し本名に戻ることは我慢しなさいと言われましてけれども、その他の家族は、やむを得ない、本名に戻るのが当然だろうということ、

本名に戻りました。朝日新聞の記者がそのことをかぎつてきて、朝日新聞の「ひと」というコラムに写真入りで私の本名に戻ったことが報道されました。新聞報道されたその日に母親は急死をいたしました。あれほど母親が反対していたけれどもあえて本名に戻した、そのことがショックとなつて母親は急死をしたんではないか、直観的にそう思いましたけれども、心筋梗塞でその新聞を見ずに亡くなったということを聞いてほつといたしました。

葬儀には帰れませんでした。墓参りに帰れたのは、亡くなってから三年ばかりしたときのことです。しかし、生まれた家に立ち寄ることができずに、家の前を通り過ぎて両親の墓にもうでて、そつとまた療養所に戻ってきました。もうこういう経験はこれだけでたくさんだというふうに思います。

かつて結核のことを肺病と言われていたけれども、今はどこへ行って自分の過去の病歴を明らかにしても何の差別も受けません。ハンセン病の場合も結核のそれと同じように、かつて私はハンセン病だったということを公言しても何の抵抗もない、差別も受けない、そういう社会に一刻も早く皆さんの御理解によつてしていただかなくてはならないと思います。

先般の厚生労働委員会に対する大臣の回答としては、偏見と差別の解消という問題はなかなか難しい、高齢になり、固定観念として人間が一たん思い込むと、繰り返し繰り返し啓発活動をしないうちに解消するものではないというふうに見解を述べておられましたが、全くそのとおりだと思います。したがって、一言で集約すれば、ハンセン病に対する偏見と差別が解消されて初めて私たちは人間に戻る、市民権を手にすることができ、そう思っております。

時間が経過しましたので、これで終わります。よろしく御理解賜りますように。

ありがとうございます。

○委員長(中島眞人君) ありがとうございます

た。

以上で参考人の方々からの意見の聴取は終わりました。

参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見を述べただきましてまことにありがとうございます。私は、参考人の皆様のお話を伺い、立法府としての責任を痛感するとともに、ハンセン病の患者、元患者の方々が強いられてきた多大の苦痛と苦難に思いをいたし、いわれのない偏見と差別を根絶する決意を新たにいたしました。

当委員会は、これからハンセン病補償法案の審査を行います。委員会におきましても、ただいま皆様からお伺いいたしました御意見、御要望の重みを体して法案審査が行われるものと確信しております。さらに、今回の立法措置が早急に実施されることを心から願いますとともに、退所者給与金の創設、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業など、今後の課題に向けて全力を尽くす覚悟であります。

本日、参考人として御出席いただきました皆さんに心からの感謝を申し上げ、委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、本場にありがとうございます。(拍手)

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(中島眞人君) 速記を起こしてください。

○委員長(中島眞人君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に法務大臣官房訟務総括審議官都築弘君、文部科学省初等中等教育局長矢野重典君、文部科学省スポーツ・青少年局長遠藤純一郎君、厚生労働省健康局長篠崎英夫君、厚生労働省健康局国立病院部長河村博江君及び厚生労働省労働基準局長日比徹君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴

取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中島眞人君) 次に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院厚生労働委員長鈴木俊一君から趣旨説明を聴取いたします。鈴木俊一君。

○衆議院議員(鈴木俊一君) ただいま議題となりましたハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

去る五月十一日の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟判決について、国は控訴しないことを決定いたしました。これを受け、各会派間で協議を重ね、また、ハンセン病国家賠償訴訟全国原告団及び全国ハンセン病療養所入所者協議会の意見を伺うなどし、衆議院厚生労働委員会において起草、提出したものであります。

本案は、ハンセン病の患者であつた者等の置かれていた状況にかんがみ、ハンセン病療養所入所者等のこつとつた精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であつた者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて死没者に対する追悼の意を表しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、本案には、特に前文を付し、らい予防法廃止に至るまでの経緯、悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受けとめ、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であつた者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意及び本案の趣旨を明らかにしていること。

第二に、国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給するものとし、その請求は施行日から起算して五年以内に行わなければならないこと。

第三に、補償金の額は、ハンセン病療養所入所

者等の区分に応じ、千四百万円から八百万円とし、昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間にハンセン病療養所等から退所していたことがある者に対する補償金は、ハンセン病療養所入所者等の区分及び退所期間に応じた額を控除した額とすること。

第四に、本法による補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償等を受けたときは、国は、その額の限度で補償金を支給する義務を免れるものとし、また、国は、補償金を支給したときは、同一の事由についてその額の限度で国家賠償法による損害賠償の責めを免れるものとする。

第五に、国は、ハンセン病の患者であつた者等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するための必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、これらの措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であつた者等の意見を尊重するものとする。以上が本案の提案理由説明及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中島眞人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岡崎トミ子君 民主党・新緑風会の岡崎トミ子でございます。

ただいま参考人の皆様から、五十年、いや六十年以上にわたつて受けられた苦難の人生をお話しくださいました。深刻に重く受けとめました。本場にありがとうございます。

〔委員長退席、理事亀谷博昭君着席〕
まず最初に、本法律案の質疑を行わせていただくに当たりまして、患者と元患者の皆様、一人の国会議員として立法府の不作為を真摯に反省して、九十年もの長きにわたつて苦難と苦渋、悲慘

な生活を強いて、そして人権の侵害を、抑制を強いてきたことについて心から謝罪をいたします。

また、既に亡くなられた二万三千七百という納骨堂におさめられている皆様方に、また御遺族の皆様方にも心から哀悼の真心と、そしておわびを申し上げたいと思います。

そして、今回の控訴断念は、患者、元患者の皆様が命がけで闘いに立ち上がった、そして訴えられた、そのことによって政府と国会を動かしてくださった結果です。こうしたことに因って心から敬意を表したいと思います。

また、そのために、雨の中、官邸前で訴えられたあの日以来、体調を崩された方がかなりいらつしやると伺いました。皆様にお見舞いを申し上げて、一日も早く回復なさいますように願っております。

私の手元に、国会でのさまざまな訴えをなさっている間に、岡山県の長島愛生園にいらつしやる鏡巧さんから「不作為犯」という歌集をいただきました。不作為、このことにこだわられて歌集の題にされております。

そして、この後書きのところに、鏡さんは十三歳のときに入所されましたけれども、三歳年上の十六歳の人に「ここは病気を治療するところではなく、大勢集めて来てはつばつ殺すところだ。」と教えられました。「世界の趨勢に反する日本の「らい予防法」が廃止されたのは、長い長い時を経て、平成八年三月だった。」、「国も社会の有識者も、らい学会も、すべて「不作為犯」だと、このことにこだわっていらつしやりました。

そして、この歌の一番最後のところなんです、が、「今にして思へばらいは入園後三年ばかりで治りてゐたり。それ以来五十年入つていらした。そして最後の作が「予防法違憲の提訴できる身をしあはせとせむ生きのびて来て」ということで、裁判に立ち上がったときの思いが歌われています。

私は今、国会の中で、与党は法的ではなくて政治的、道義的なものとして、また野党は地裁の判決、指摘した立法不作為の責任を認めたというところで、現在まで平行線をたどっているという状況です。なぜ、らい予防法を廃止することができなかったのか。立法府としてなすべきことは、今、参考人の皆様方がお話をくださったように、今、一つ一つ検証していかねばならないと思

います。検証なしには、やはり責任の所在がどこにあるのかはつきりしません。

最高裁の判決でも、国会の立法責任についてこのように指摘しています。終局的には国民の自由な言論として政治的評価にゆだねるということですから、私たちが、政党やあるいは国会議員一人一人が自分の考え方を明らかにすることによって、そして多くの市民の皆様が一体この不作為はどうだということをもう一度考えていただく、そういう機会になるのではないかとこのように思っております。

そこで、今回のこの補償の位置づけですけれども、先ほども神参考人の方から、これが最終解決ではありません、最初の一步であるということをおっしゃっていただきました。このことを大臣にまず確認したいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 本日まで多くの患者、元患者の皆様方のお話を聞きながら、私もきょうを迎えたわけでございますが、そしてその中で多くのお訴えも聞いてまいりました。

そうして、皆さん方としては非常に控え目に、そしてせめてこれだけという訴えるべきところを訴えておみえになるというふうに思いますが、全体で十何項目になりますか、五項目でござい

ますが、その中がまた小さく分かれておりますから、全体で幾つになるかちよつと数えておられますが、五項目に分かれました内容の全面解決要求書なるものをちよつと書いておられます。

これを拝見しながら考えておりますのは、先ほど申しましたように、皆さん方のお気持ちとしては、もっと言いたい、もっとやっぱり心の中にあることをぶつけてもつとここに書きたい、そういう思いがあるんだらうというふうに思ひますけれども、皆さんとしては大変理性的に抑えるべきところを抑えて、そしてここに書いておみえになる

と私は受け取っております。

この中には、既にお話し合いを始めております点もたくさんございまして、いよいよこれから始めなければならぬ問題もございまして。それぞれ一つ一つを今チェックしまして、そしてこの中で一つでも落ちないよう、この中に皆さん方がお訴えになっておられますことが漏れないように、皆さん方とお話し合いを重ねて、そして解決をしていきたいと思つておるところでございます。

○岡崎トミ子君 筆舌に尽くしがたい人権抑圧の実態が少しづつ明らかにされておりますけれども、事実と直面することが謝罪の一要素だといふふうに思つております。そして、再発防止への出発点であるといふふうにとらえております。

今、お話の中にもありましたが、例えば断種とか中絶は半強制的に日常的に行われていた、生まれたばかりの子供が母親の前で当たり前のように殺されていくという証言も伺いました。さらには見せしめのための処罰も行われていたということ、この国本衛さんがお書きになった「生きて、ふたたび」の中で「山井道太事件」というところで記されております。

第一区府県立全生病院、病院と名前は書いてありますけれども、社会から隔絶された強制収容所であつた。そしてこの中で、山井道太さんは洗濯場で働く主任をされていた。部員は七名いらしたわけですが、その部員の人たちは長靴がぼろぼろだつた。非常に作業は困難なんだけれども、洗濯場は入所者のシートとか着ているものとか、あるいはうみのついたガーゼとか包帯とか、山井さんのお話では毎日運ばれてきて、それを洗わなければならぬ。汚水がどつと押し寄せてきて、それが全部足の傷にしみる。悲鳴を上げた。だから、当然、山井さんは主任だったから、長靴新しいものを下さいといふふうにお願ひをしたけれども、ないと言つて断られた。それを言ったことが扇動したといふふうに行われて、このぐらいのこと

とで、みんなが最も行きたくないと言われている草津の楽泉園に送られた。これは特別病室という名前の重監房です。

この中では、何とそれまでに、一九三九年から一九四七年ですが、九十二名の人が送られて、二十二名の人が獄死して、そのうち十九名は凍死をしたという状況ですからいろいろエピソードがあるんですが、山井さん自身は四十二日目にみずから重体を訴えて出獄をされた。このときに、連れ去られるときに奥さんのキタノさんも、じゃ私も一緒に連れていってと言つて四十二日間入つたわけですが、けれども、出てきたときにはもうすっかりなえてしまつて、立つことも座することもできない、四つんばいになつてはい出してきたということなんです。そして、七月十八日に出て、九月一日に死亡した。

国本さんは、「この事件は、らい予防法及び懲戒検束規定による、被害の典型的な例であり、らい療養所九十年の歴史の象徴である。人間らしい生活を認めず、人間の言葉を奪ひ、人間としての行動を奪ひ、そして虐殺した。それはらい患者を撲滅するという思想であつた、このように書き記しておりますけれども、こういった具体的な問題について一つ一つ検証して、何が起きていたのかを明らかにする作業が必要だと思ひますけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 衆議院の方でもお答えをいたしておりますが、歴史的な検証、それをやらなければならぬというふうに思つております。そして、それはただ内部でやるというだけではなくて、第三者によるところの検証を行わなければならないといふふうに思つておるところでございます。

現在、どこに依頼をし、そしてどういふ人選でおやりのいただくかといふことの相談を始めていますところでございますが、第三者の公正な目で今までの歴史を見ていただく。そして、その中で、なぜこうしたことが行われたのか、そしてそれが続いたのか、そうしたことを含めて明らかにしつ

とで、みんなが最も行きたくないと言われている草津の楽泉園に送られた。これは特別病室という名前の重監房です。

この中では、何とそれまでに、一九三九年から一九四七年ですが、九十二名の人が送られて、二十二名の人が獄死して、そのうち十九名は凍死をしたという状況ですからいろいろエピソードがあるんですが、山井さん自身は四十二日目にみずから重体を訴えて出獄をされた。このときに、連れ去られるときに奥さんのキタノさんも、じゃ私も一緒に連れていってと言つて四十二日間入つたわけですが、けれども、出てきたときにはもうすっかりなえてしまつて、立つことも座することもできない、四つんばいになつてはい出してきたということなんです。そして、七月十八日に出て、九月一日に死亡した。

つ、後世にこうしたことが二度と再び起こらないようにしていくための糧にしなければならぬ、そう思っている次第でございます。

○岡崎トミ子 ありがとうございます。

熊本地裁の判決が出ましたときに、またきようの参考人の皆様からお話を伺いましたけれども、多くの原告の皆さんが、これで人間になれる、人間に戻れるというふうに言いましたが、この事実をどのように受けとめるか。思わずそう叫んでしまったというのは、これまで人間的な扱いを受けてこなかったということですが、裁判に参加されなかったほかの多くの患者の皆さん、元患者の皆さんの胸中を推しはかるということが私は大切だと思っております。

このことは、私たちの社会がみんなで人間として扱わなかったことが申しわけなかったというそのことをはっきりさせる、裏づけることになるというふうに思っております、その人間回復と法的な責任という点で大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今も申しましたとおり、

まずはやはりこの事実がどうであったかということの解明が大事だということに思っております。そして、その中で国が果たしてきたことはどういうことであつたのか、そして社会が果たしてきたことはどういうことであつたのか、あるいはまた医学が果たしてきたことはどういうことであつたのか、それぞれの立場でやはり検証をしていかなければならないというふうに思っております。

その時代時代、そのときそのときは、このハンセン病に病む皆さん方のためになっているんだと思つて一生懸命おやりになつていた人たちが、しかし全体で見ると、それが一生懸命になつてはいたはずだけれども、全体で見るとそれが加害者的役割の方に入つていたといつたようなことも私はあるのではないかと気がしてなりません。私も医学を学んだ一人といたしまして、やはりそうした感を非常に強く持つ者の一人でございます。

委員が謙虚に今日までの立場を反省の弁を最初

に述べられましたけれども、私もそれ以上に声を大きくして反省の弁を述べなければならぬ一人だと思つている次第でございます。そこで国がなしてきたこと、そして政治がなしてきたこと、行政がなしてきたこと、そうしたことをやはり明らかにする中で、それがどういふその当時として役割をしていたのかということが明確になりますし、そしてそれに対してやはり判断をしなければならぬ。ですから、その判断を先にはいけないうと、そう思つている次第でございます。

○岡崎トミ子 今なお多くの方たちが補償ではなく国の責任を認めた判決に基づく賠償を裁判で勝ち取りたいというふうな思つていまして、これは人間回復というのを考えた誇りをかけた闘いだというふうな考えですが、こういう皆さんの気持ちに大臣はどう受けとめますか。

○国務大臣(坂口力君) 熊本の地裁判決が決定をされて、この問題に対して国は控訴をしないということを決め、この裁判は一つここで一区切りがついたわけでございますが、ほかにも裁判が幾つか続いております。

(理事 龜谷博昭君退席、委員長着席)

今私たちに大事なことは、全体として今まで大変な御苦労をかけた皆さん方の問題をここでトータルで決着をどうしていくかということだろうというふうに思います。

しかし、裁判の問題は、それぞれの意思でおやりをいただいていることでございますから、その皆さん方の意思というものをやはり尊重しなければならぬというふうに思いますが、しかし、希望を申し上げますならば、こうした一つの裁判が決着をしたこの機会に他の裁判につきましても和解その他の道が開かれていくことができるのならば、それは非常に喜ばしいことではないかと私は思つている次第でございます。

お聞きをすることであります、最近そうした動きもあるやにお聞きをいたしております、もし裁判をおやりいただいている皆さん方がそういうお気持ちになつていただけるのであるなら

ば、それは大変私は、私たちとしても喜ばしいことだと思つている次第でございます。

○岡崎トミ子 多分もうすぐ和解であろうという、そういうことが聞こえてきてはおりますけれども、五十年、六十年、七十年、この歴史そのものは九十年ということになっておりますから、本当に人間を回復したいということで裁判に立ち上がったということは、国の責任をはっきり認めて賠償なんだという、この気持ちを私たちはしっかりと受けとめなければいけないのではないかと。そのことが、この裁判に立ち上がった人たちが本当に先ほどの参考人の皆さんたちのお話もございましたので、私たちは重く受けとめていかなければならないというふうに思っております。

人間回復、名誉回復ということのその措置として、謝罪広告を行うということの要求をこの同じ委員会の中で江田五月議員が指摘をされております。政府はテレビの政府広報番組を持つているのだからこれを活用できるようにしていくということ、坂口大臣はこのことに関しましては必ずしも明確にお答えになつていらっしゃいませんので、名誉回復措置の検討状況と謝罪広告についての考え方についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 先日、江田委員から御指摘をいただきましたし、また全療協の皆さん方からもそのお話はお聞きをしておりますのでござい。また、原告団の皆さん方からもお聞きをしておりますのでござい。

我々は、あらゆる機会を通じて皆さん方に対する名誉回復の手だてを考えなければならぬというふうに思つておりますが、その一つにこの謝罪広告というのがあることは間違いない。それは私たちが謙虚に受けとめて、それは実行しなければならぬというふうに思つていくわけでございますが、いつ、どんな形でそれを行うかということまでまだ煮詰まりがないものですから、はっきりしたことを先日もお答えができなかったわけ

行方という方向でと申しますか、行方ということ、今どういふ内容でどういふふうにしていくかということ、これからの話し合いの中の最優先課題として取り上げていきたいというふうな思つておる次第でございます。

○岡崎トミ子 謝罪広告は効果的でなければならぬ、原告の皆さんたちがぜひ協議をしてほしい、弁護士とも協議をしてほしいということですから、まずそのことについては大丈夫だと、今そのことを大事にしていけるということをおっしゃったんだというふうに思つてよろしいですね。

それで、社会復帰準備支援策のことについて伺わなければならぬんですが、隔離政策が終わりました補償がされただけでは済みません。一つには、社会復帰を可能にする施策が必要だ。先ほど皆さんからも、三十年来おつき合ひされる方があつて、本当に社会復帰を完全にしていきたいんだ、そのことができるのであれば、差別的ない、偏見のないそういう社会の中で私は結婚も申し込みたいという、私たちはぜひそのことを祝福できるようにしたいというふうに強く強く願うわけなんです。

らい予防法が一九九六年に廃止されて、その廃止法の枠組みで社会復帰準備支援事業が実施されているわけなんです、厚生労働省の委託事業として財団法人が実施主体となつて行われておりますが、大きく分けて退所準備支援、そして社会生活訓練ということが内容になつていまして、現在行われておりますのはなかなか効果が上げられていないというふうに、むしろ批判もされているという状況だというふうに私はとらえているんですけれども、成果を判断する材料として社会復帰の状況がどのようになつていっているのか、これ、数字を挙げてお答えをいただきたいというふうに思います。

○副大臣(榊原敬悟君) 社会復帰支援策についてお尋ねをいただきました。らい予防法廃止後、ハンセン

病療養所入所者の社会復帰を促進するという目的で、平成九年度から御指摘のような社会復帰者の支援事業を行っているところでございます。

具体的には、委員の方からもお話がありましたように、退所者に対する住宅準備費用でありますとか引越費用、あるいは社会生活訓練費用、これを支給するというところで社会復帰施策を講じてきたところでございます。

今、委員の方から数を挙げてというお話をいただきましたけれども、実は、恐らく委員も御案内のとおりだろうと思うんですが、一つは、入所者が高齢化をされている、あるいは実際に療養所が長い生活の場となっているというようなこともありまして、私もが用意いたしましたこの社会復帰支援策、必ずしも皆様方の御要望にこたえ切れていない、あるいは実績として数をというお話もありましたけれども、平成九年以降、私どもの用意しましたこの事業に十七名の方が活用されておられるということでありまして、必ずしも十分な成果ではないというふうにも反省をいたしているところでございます。

大臣の方からもお話がありましたけれども、ハンセン病の患者、元患者の方々が社会の中で生活をしていくために必要な施策について、今後、これらの方々の御意見も十分に伺いまして、改めて検討をさせていただこうと、このように考えているところでございます。

○岡崎トミ子君 明快な数字が示されませんでした、どうしてなのかなというふうに思うんですが、それをしっかりとらえておかないといけないと思うんですね。

平成八年のときにいただいたペーパーでは、まず入所者七十三人に対して退所者七十五人、九年が入所者七十一人、退所者六十六人、平成十年が七十四人、平成十一年が六十六人、平成十二年が六十三人、平成十三年が六十四人、そして退所者数六十三人ということで、人数が本当に同じような形になっていまして、出た人と同じぐらい戻ってきているというのが現状だというふうに思っています。

す。

新しい患者さんが余りいないということですから、これは本当に社会復帰準備支援事業が定着していないということがはっきりしていて、これが今本当に十分にお話が聞けて、本当に社会に出て復帰できますよというその気持ちが欠けた制度なんだという、その反省がないといけませんね。このようなことだとだめだと思いますが、再度お願いします。

○副大臣(柳屋敬悟君) 済みません。委員のお尋ねの趣旨に十分お答えできない答弁になったかもしれません。

私がお答え申し上げたのは、今、委員からもお示しがありました、退所者四百十三名、平成八年から平成十二年にかけてそれぐらいの方がいらっしゃる中で、委員がお尋ねになりました社会復帰支援策がどこまで使われたのかというお尋ねかと思ひまして、そのうち十七名と、決してこれは大きい成果ではないということを申し上げたわけでありました。

重ねて、委員の方から、入ってこられる方と出られる方とは同じではないか、社会復帰の対策が十分でない、そのことをしっかりと押さえなければならぬという御指摘をいただきました。まさに御指摘のとおりでありまして、委員の御指摘も踏まえまして、もう一度、これから協議の場ができるわけでありまして、本当に効果的な、あるいは今入所しておられる方、これから社会復帰をされようという方がどういうニーズをお持ちなのか、そのニーズに十分おこたえできる事業立てにしていかなければならぬと、こんな気持ちで取り組みをさせていただこうと思っております。

○岡崎トミ子君 社会復帰支援策の中では具体的に今出てこなかったんですが、まず第一に多分住宅というのが挙げられるだろうというふうに思っています。住宅を探すのには信頼できるいい不動産屋さんというのがないわけじゃないし、その人を探すとするのは一般の高齢の人でもまず探すことは難しいという状況になっておりますから、

それはやっぱり公的な支援というのが大変大事です、プライバシーというのが守られていかなければなりませんし、そういうことのために多分地方自治体というのやはり協力をしていただかなければならない。十分な支援を行うべきということになりますと、一義的には自治体の取り組みが中心になることもあるというふうに思っています。

でも、主要な国というふうに思っていますけれども、この辺、いろんな相談体制をつくっていくという意味でどうぞその研修をきちんとしていく、それからまた相談体制づくりもしっかりとしていくということとともにお答えをいただきたいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 先生御指摘の住宅、そしてまたそれに対してプライバシーをきちっと守った上での相談体制という御質問でございますが、これもきょう全療協の方々がお配りになった全面解決要求書の中にも挙がっている事項でございます。私も先生と同じような考えを持っております。

今後、患者、元患者の方々と協議の場で具体的に詰めて行っていきたいと思っておりますし、また住民に身近な保健・医療についての専門機関等で、プライバシーをきちっと守りながらそういう相談窓口を設けなきゃならないと思っておりますし、またその相談に応じる者たちについてのきちとした研修もしていかなければいけない、このように思っております。

○岡崎トミ子君 長い間隔離されてきて、多くの場合には心に傷を負いながら社会とのつき合い方を模索していくというのが現状でありますから、大変困難なものだというふうに思っています。

地方自治体の方でも一義的にはお手伝いをいただくようなことがあるという話がありましたけれども、その辺のことについて今ちょっとお答えいただかなかったことと、自治体のことについて今ちょっとどうしてもこれはお聞きしなければいけないと思うんです。

岡山県の邑久第三小学校で十数年にわたって使

われてきましたハンセン病不適切記述の副読本です。これはきのうのニュースで見ただけでありましたけれども、この記述の中で「ハンセン病は生まれつきのものではなく、伝染病なのです。だから、かん者がいたら他の人に伝染しないように、そして、少しでもよくなるために、一日も早く療養所へ入院させ、手当てをしなければなりません。」「歩いて山々をめぐり、この病気に對する正しい知識を説いて回りました。」という、これはお医者さんの話なんです。

これは地方の教育委員会の方で採用した本だということなんですけれども、やはり地方自治体でも努力をしてもらわなければ困る。これではとても差別、偏見を地方の中で、子供たちの教育の中でなくすことができないんじゃないでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 私も新聞で拝見いたしました、今、先生の御質問でございます地方自治体との連携あるいはまた文部科学省との連携はぜひとも必要と考えておりますので、今後そういう体制をとっていききたいと思っております。

○岡崎トミ子君 もっと具体的にきちんと言っているように言っていただかいないと、何かふわふとしたもので、確実にやってくれるというふうには思えないんですけれども、大丈夫ですね。

○政府参考人(篠崎英夫君) 今後のことでございましてけれども、一生懸命やらせていただきたいと思います。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。

それから、つい先ほど参考人の皆さんがいらっしゃったときに、それから前からも、私が東北新生園をお訪ねしたときにも、不自由棟についての看護体制、三交代でお願いしますということ、衆議院でもそういう質問がございましたけれども、これはまず皆さんが一緒におっしゃいますには、実態を知らないというふうにおっしゃっています。一刻の猶予もならない緊急な事態が連日起きていくということなんです。ですから、現場

を見にきてほしいということでした。いらしても何となく通り一遍で、本当のところをわからないでお帰りになってしまうことがあるということなんです。

現在、大変御高齢になつていらつしやいまして、気がついたら心筋梗塞であつたとか、痴呆の方もふえていて、ナースコールを押すこともできないという状況になつていて、失禁してもできなかった人は発見されたときにはもう手おくれだつたというので、泊まつているのは看護助手で専門の方ではない。そして、その方が倒れたというのをもしキャッチして看護婦さんに伝えると、それから看護婦さんがさらにお医者さんに連絡をして、お医者さんがいらしたときにはもう手おくれだつたという、こういう体制になつてい

ます。そうすると、準夜と深夜と日勤ということで、どうしても三交代でやつてもらわなければそこは本当に十分な手当てがない。これは緊急な問題だということなんですから、現場に足を入れて話を聞いて、そしてこれについて三交代実現ということでお考えいただけないでしょうか。

今、国家公務員の定数法の問題で、このことは違ふというお答えをいただいておりますけれども、明快にしてお答えをいただきたいというふう

に思っておりますが、いかがですか。
○国務大臣(坂口力君) 全生園にお邪魔をいたしましたときにもそのお話を伺いました。しかし、この前、江田先生でしたか、あるいはほかの方だつたかも知れませんが、前回のときにも私をお答え申し上げたわけですが、不自由棟の皆さん方の中にもやはり夜間のそうした看護の必要な皆さん方がおみえになる。その皆さん方に対して、今、夜勤をするのではなくて、直をしていただいているものではないから、だからそれは夜勤に変えていかなければならない。それで、とにかく役所のことですから、きょう言つてあした人をふやしてという、なかなかいい面もあるものですから、とにかく緊急を要す

るところから先に手がけてほしいと言つているところでございます。なかなか進まなくていつまでも同じ答弁しておるのでは、いつまでたつても私がしかられるばかりでございます。とにかく早く緊急を要するところからやつてほしい、こういうことを今言つているところでございます。

そして、緊急を要するところにも、確かにブザーを押せるようには大体どこもなつていらないんですが、どういう状況だということ。中にはお話のできる人もたくさんおみえになるわけでございますから、ブザーを押して、そして今こういうことだということを話して、その人にもたたくことができるわけですが、そのお話のできるシステムができ上がつていないところもあるということなものですから、それをちゃんとすることの方が先ではないか。三交代にすることも大事ですが、今、私はこういうことで調子が悪いからすぐ来てくださいというのを言えるようにすることも大事ではないかと。そうしたことも含めてひとつやつてほしいと言つているところでございます。

現在います職員の数でいきますと、夜勤をやつてもらおうと思えば、そうするとその人に休んでいただくかなきやらない日もあるわけでございますから、そうすると昼間の人数をどうするかという問題があたり、それから全体として人がたくさんいるところがありまして、少ないところがあるところがあるところから、その辺の調整もしなければならぬところがあるところ、それは私はあるんだらうというふうに思つております。

緊急を要するところからとにかくスタートをするということにしてほしいということを今申しまして、そしてそれをするのは、しかし夜勤の人に

おつていただいても、それにコールをして、ただブザーを押すだけではなくて、どういうことだということができるようなこともできないようなことでは、ぐあいが悪いので、ちゃんとやるようにしてほしいということを今言つているところでございます。そうしたことをやりながら今後進めていく。

それだけでも多分なかなか御納得のいただけない部分もあるのかもしれない。私が最初お聞きしましたときには、いわゆる家屋の中で、病院から病院のような一つの家屋の中でそれぞれの個室のようになってお部屋があつて、そしてそこにお入りになつていて巡回すればいいのかなというふうになつておりましたけれども、そうではなくて、それぞれのお家があるんですが、しかしそれが全体の一つのやかたの中にあるわけではありません、ないんだそうであります。それぞれ外にあるわけ

でございますから、そういうことです、そこを一体どうするかということがございます。そういうことになりまして、女性の皆さん、看護婦さんに夜、外を巡回していただくということになるのがどうかというふうな問題もあつたりして、ちよつと考えなきゃならないこともあるなと、そんなふう

に今思つていられる次第でございます。

○岡崎トミ子君 もう時間が来ておりますから、実は物すごくたくさん質問があつて途中で終わつてしまつたんですけれども、こういうことについて、厚生労働大臣のもとで第三者機関という形で

お話を伺いました。江田五月議員も解決の道筋というところで話をしておりましたけれども、国会の中の特別委員会、調査委員会をきちんと調査の

のできるものをつけたらきちんとやつていきたいという、そういう気持ちがあつて、私もぜひその線

で、ハンセン病の最終解決を求める議員懇談会としても一員として頑張りたい。私自身の決意なんですから、これを私、ぜひ大臣それから鈴木委員長にも一人の国会議員として御協力を

いただきたいなというふうに思つていられるんですけれども、そのことだけ一言だけ何つて終りたいと思つております。

○国務大臣(坂口力君) これは国会のことでございますから国会でお決めのいただくことではございませんけれども、私も一人の議員として、それは協力を申し上げることは積極的に協力を申し上げなければならぬと思つております。

○衆議院議員(鈴木俊一君) 今提出しておりますこの法案につきましても、各会派の御協議の中で、衆議院におきましては全会派一致という形で成立をさせていただいた問題であります。その後のフォローにかかわる問題の一つでもあると思

いますので、各会派協議の中で、私も衆議院議員の一人として、今の先生のお話については賛意を示させていただきますと思ひます。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。

○沢たまき君 公明党の沢たまきでございます。質問の前に、今日は、参考人の皆様、御意見を

お述べいただき、本当にありがとうございます。また、そのためにわざわざ国会までお出かけ

くださいましたことも、あわせて御礼を申し上げます。

皆様には、不当な偏見と差別の中で、長い間、筆舌に尽くしがたい人権の侵害、多大な苦難、苦悩をこうむられたこと、また、それをもたらし

た認識の誤り、政策の誤り、そのまは正をなすべき義務を長い間放棄していたことに、深い反省を、心からのおわびを申し上げます。

今後、私どもも十分な皆様の名誉回復及び福祉の推進と支援に全力を挙げることを誓つてい

たことと、このように思つております。

し、そしてなぜこのような事態になったかということ、反省すべきところは反省し、そして今日に至りました経過の中で、これから我々政治あるいは行政の場で取り入れていくべき問題は何かといったことをやはり整理しながら取り入れていかなければならないというふうに思っている次第でございます。

そのほか、患者の皆さんやあるいはまた元患者の皆さん方に対して今まで大変な御苦労をかけてきたわけでございますから、この皆さん方に対してどのようにこれから対応をしていくか、これからの皆さん方への対応の仕方、今までの反省をすると同時にこれから対応の仕方、そのことをやはり丁寧に上げていかなければならない。

その中でやっぱり一番難しいのは、患者の皆さんあるいは家族の皆さん方に与えてきた、何と申しますか、偏見と一言で言っているいかどうかはわかりませんが、偏見と一言で言っているいかどうかは、そうしたものをどうなくしていくかということが、これが一番やっぱり大事なことであり、このように思います。そして、ここが一番やはり繰り返し繰り返し返しやらないとなかなか効果の上がりにくいことでもあるだろうというふうに思っております。最も重点として取り上げなければならぬ課題ではないかというふうに考えている次第でございます。

○沢たまき君 ありがとうございます。

次ですが、法務省に確認いたしますが、今後、取り残された国政の基本的あり方にかかわる法律上の問題点、すなわち、一つは、国会議員の不作為責任に対して、このような判断は最高裁の判例に反するもので認めることはできないとしていること、二つは、民法の規定では損害賠償請求権は二十年となつておりますが、今回の判決では結果的には四十年間にわたる損害賠償を認めております。このような結論を認めれば、国民の権利義務関係への影響が余りにも大きく、法律論としてはこれをゆるがせにできないとしているこの二点に

対して、政府は今後、国が当事者となる同様の訴訟においてはどのように対応をなされるのでしょうか。

○政府参考人(都築弘君) 釈迦に説法で恐縮でございますが、お尋ねの政府声明は、その経緯に照らしまして大変重要な重い政府の意思表明と承知いたしております。今御指摘がございました二点につきまして、今回の判決に法律上の問題があるというところで訴訟当事者の立場からそれを指摘したものと承知しております。もちろん、今回の判決がハンセン病問題に對しまして光を当て早期解決を促したという点では高く評価するものでございます。

ところで、この政府声明は、裁判所に対する関係では何らの拘束力はございませんが、訴訟を担当いたします法務省に對しましては、同種法律上の問題につきまして解釈指針として拘束力があるものと考えております。

そこで、法務省といたしましては、今後、同種の法律上の問題が争点となります訴訟では、政府の趣旨に沿った訴訟対応を統一するかつ適正にしていまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○沢たまき君 先ほども大臣が人権のこととおっしゃって、繰り返しとおっしゃっておりますが、人道的救済と国政の基本にかかわる問題とのかかわり方の関係は今日まで対立関係にありましたが、大変難しい課題でもありました。熊本地裁にも、また政府にもそれぞれ御意見はあるようでございますが、いずれにしても最高裁でなければ白黒はつけられないわけで、今回のハンセン病の控訴の断念は、国政の基本にかかわる問題について政府声明として主張して、人道救済を優先した国民にとつて大変わかりやすい判決でした。

今、法務省に確認しましたけれども、少しは拘束力があると解釈してよろしいんですね。

○政府参考人(都築弘君) これは、閣議によりまして、全閣僚の方々の合意に基づいて決定された

ものでございますので、行政機関であります私どもに對しての拘束力はあるものと承知しております。

先ほども申し上げましたように、これは対外的な拘束力はないと、こういう御理解を願いたいと思っております。

○沢たまき君 わかりました。

では次に、具体的な事項について伺います。

本法の施行後、補償金は具体的にはどのような手続でいつから支給されるのでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 補償金につきましては、支給を受ける方々の請求により支給をすることといたしております。

具体的な請求手続につきましては、公布日までに厚生労働省令において定めることといたしておりますけれども、具体的に申し上げますと、現在入所している方々につきましては、申請書を入所している療養所に提出していただくということになろうと思っております。また、既に退所されている方々につきましては、厚生労働本省、私どものところに申請書を提出していただくことといたしまして、その後、私どもの方から入所されていた療養所に照会をする、このような手続で考えられております。

また、支払いにつきましては、補償金支給申請書受理後、審査などの所定の手続を経た上で、できるだけ迅速に対応を考えていきたいと思っております。

○沢たまき君 次ですが、ハンセン病国家賠償訴訟の東日本弁護士連合会が療養所の退所者、またその御家族を対象に行った電話相談によりまして、補償措置による一時金を請求して、それが漏れるのが怖いという、そういう不安を訴える方が二割近くいらしたとのことでございますが、補償金の円滑な支給が図られるように補償金受給資格者への呼びかけはこれはどのように行なうのでしょうか。また、全国ハンセン病療養所入所者協議会等との連携も必要ではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 補償金受給資格者への呼びかけにつきましては、まずは、入所者に対しては各療養所を通じて周知を行いたいと思っております。既に退所している方々につきましては、新聞などのマスメディアや、あるいは地方自治体の広報紙などを通じて周知徹底を図っていきいたいと思っております。あわせて、申請などの手続につきまして、ブライバシーの確保に十分留意する必要があるというふうにも考えております。公開講座の開催や、あるいは名誉回復のための啓発事業などを積極的に行うなどいたしまして、いわゆる申請しやすい環境づくりを図ることも重要であろうと思っております。

さらに、補償金を円滑に支給するためには、先ほど参考人でお出になりましたが、全国ハンセン病療養所入所者協議会の御協力が非常に重要であるというふうにも認識をいたしております。今後、この全療協とも十分に連携をとってまいりたいと考えております。

○沢たまき君 ありがとうございます。きめ細かによりしくお願いを申し上げます。

次に、補償金については、すべてのハンセン病患者、元患者にお支払いをするのが重要と考えますが、補償金の支払いの手続において、既に痴呆などで御本人が申請することが困難な方の場合、代理人などによる申請等を認めるお考えはありでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 御指摘のように、補償金の対象となる方の中に、痴呆などにより本人による申請が困難な方がおられます。このような方に対しましては、民法の成年後見制度の活用によりまして、成年後見人が代理して申請していただくことなどによりまして必要な手続をとっていただくよう配慮してまいりたいと考えております。

○沢たまき君 ありがとうございます。

次は、ハンセン病患者、元患者の方々は、差別、偏見を恐れて社会復帰をちゅうちょしている方もいらっしゃると思っておりますが、それらの

方々の名譽回復、福祉増進、差別や偏見をなくするための教育、啓発、先ほども大臣が繰り返しておっしゃっていましたが、ハンセン病問題の全面解決に向けて繰り返し繰り返しその差別、偏見に関してはとおっしゃってくださいましたが、全面解決に向けてはどのように取り組むおつもりでしょうか。

○副大臣(棚屋敬悟君) お答えを申し上げます。

委員の先ほどのお尋ねに対しても、あるいは先ほどの岡崎委員のお尋ねの中でも大臣は御答弁を申し上げました。今後、ハンセン病問題の全面的な解決に向けて、本格的な取り組みはいよいよこれから始まるというふうに私は考えさせていただきます。

そういう意味では、今、委員から御指摘がございました名誉回復のためのさまざまな啓発活動あるいは教育、そうした分野の取り組み、そして福祉増進あるいは差別、今申し上げた教育とか啓発、それから今の福祉増進についても本当に患者、元患者の方々の御意見をしっかりといただきながら、しっかりと取り組みをさせていただこうと、このように思っているところでございます。

啓発については、今までも取り組んでまいりましたけれども、今、委員から話がありまして繰り返し繰り返しというところで、大臣の意向も受けましてしっかりと取り組んでいきたいと。特に、ハンセン病資料館の一層の充実、さらには新聞、テレビなどを積極的に活用した啓発事業、こうしたことも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

福祉増進については、先ほど社会復帰の施策についてお尋ねいただきましたけれども、退所者給与金、この問題もございまして、患者、元患者の方々が抱えているさまざまな問題について協議を進めながら十分な取り組みを進めさせていただこうと、このように決意をさせていただいております。

○沢たまき君 終わります。ありがとうございます。

○井上美代君 日本共産党の井上美代でございます。

本日、参考人の陳述を聞き、改めて国の政策の誤りへの認識を深めました。

一九五三年八月、参議院厚生委員会は、政府原案のまま戦前のらい予防法と全く変わることをない政府案、これをそのまますべて成立をさせました。この法律には当時、近い将来本法の改正を期するという附帯決議がつけましたが、その約束を実行できずに、九六年の法廃止まで隔離政策を放置してまいりました。厚生労働委員会の委員として、当委員会の責任の重さというものを受けとめながら、私は質問をさせていただきま

す。最初、六月十二日に、弁護団の上申を受けて、東京地裁の北沢裁判長は国側として原告側に和解を勧告しました。この日までに、国家賠償訴訟の原告は一千八百四十五人になったということが報道されております。熊本判決を受けた方は百二十七人、この方たちを引きますと一千七百十八人の提訴者がおられるということです。これら原告の人たちは、あくまでも司法上の手続で国家賠償金として支払いを受けるというのを求めておられます。国はこうした要求を受けて、和解では国家賠償として応じるべきだと私は思っておりますが、いかがでしょうか。大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 熊本地裁判決、それに対する控訴をしないということが決定してこの問題の一つの終止符が打たれた。このことによつて、全体の他の裁判、幾つあります、東京であり、そしてまた岡山であり、他の裁判にもこのことが恐らく影響を及ぼすであろうことは私も想像にかたくありません。

先ほど申しましたように、しかし裁判をされている皆さんにはやはりそれだけの理由があつて裁判をされているわけでございますから、どのようにされるかはその裁判に参加しておみえになります原告の皆さんの御意思によるというふうに思いますけれども、裁判所が和解勧告というものを

をして、そしてそれに対してその他の裁判をなすっている皆さん方も、今数字をお上げになりました千七百八人からの皆さん方も、それじや話し合いに乗ろうということになってまいりました。これは、それはその話し合いにやはり乗せさせていただくのが大きな流れとして私は筋だろつというふうに思っております。それは今後のお話し合いに、弁護士さんもおみえになりますし、今後のお話し合いになるのだからというふうに思っております。

○井上美代君 今、御答弁がありましたけれども、やはり控訴を断念したという立場から、国家賠償の立場で和解に臨んでほしいというふうに思っているのですが、その点はいかがでしようか。

○国務大臣(坂口力君) そうした具体的な内容につきましては、これはこれからのお話し合いでございます。今、私がどうこう申し上げるのは大変失礼な話でございます。熊本以外の裁判をなさっている皆さん方と国とのこれからの話し合いの中で決定されていくものと思ひます。

○井上美代君 私は、確かにこれから和解はされていくんですけれども、やはり国側として原告側の話し合いが行われるわけですから、大臣がその和解のときにどういう態度をとってくださるかというのには大きな影響があるというふうに思ひます。その意味で、ぜひ私は熊本判決にきちんと準じながらやっていただくということが非常に重要だというふうに感じているわけですが、ぜひそのようにお願ひしたいというふうに思ひますが、いかがでしようか。

○国務大臣(坂口力君) 井上議員の御意見は十分に拝聴しておきたいと思ひます。

○井上美代君 よろしくお願ひをいたします。それで私は、本法案では、補償を受ける要件として法の施行日に生存していることとなつております。したがつて、この支給の対象とならない提訴後に死亡した遺族あるいは死亡後の遺族提訴者が

がいる、これについてもやはり熊本判決の基準で和解すべきだというふうに思っておりますが、その点いかがでしようか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 厚生労働省といたしましては、本法案の補償の対象であるか否かを問わず、原告の方と先ほどの司法上の問題で話し合つていきたいと考えているところでございまして、今後、関係省庁とも相談しつつ適切に対応していきたいと思つております。

○井上美代君 私は、適切にというように非常に抽象的に言つておられますが、そこにやはり熊本判決というのがあるわけですから、そこに準じながらやっていただきたいということでこの質問をしております。大臣、この点いかがでしようか。

○国務大臣(坂口力君) そこはやはり、先ほど申しましたように、これからいろいろ話し合いをするわけでありまして、あるいは熊本判決以上というふうにあるとは思つておみえになるかもしれないし、いたしますから、それはこれからのお話し合いでございますのでそれはお話し合いで十分に、熊本判決もこれは済んだ、もう一つそこに先に終わつていくわけでございますから、参考になさせていただきますことはそれは当然だということに思ひます。

○井上美代君 私は、この点についてもやはり熊本判決が本当にすばらしい判決だと思ひますが、もう本当に調べに調べておられますけれども、まだ調べ切れなかつたというぐらひのことが言われて、不明な部分もまだ残しながら判決をしたというのを誠に言つておられます。そういう点では、大臣が言われましたように、私は熊本判決以上のもを出していただきたいというふうに思つておりますので、ぜひ御努力をお願いして、次に移りたいというふうに思ひます。

次は、先ほどの証人の神さんが言われましたけれども、戦前の無らい県運動について、戦後の運動について、やはり私は取り上げたいというふうに思つております。国に対し元患者の皆さんの名誉回

復に努めることを義務づけております。名誉回復のためには、ハンセン病に対する差別と偏見がなげ生まれたのか、そしてまたなぜこんなにも長きにわたって続いたのか、その真相の究明が不可欠であると思っております。

この点で私は、政府が自治体に指示をして進めた無らい県運動こそがこの差別と偏見を生み出した最大の原因だと思えます。草の根分けて患者を捜し出し、実力をもって行使して強制収容を進めてきたものです。国と自治体が責任を認めて反省と謝罪をすることは、元患者の名誉回復の出発点であるというふうに考えております。

幾つかの県の知事が既に反省と謝罪をするという事で新聞でも報道されておりますが、やはり名誉回復に努める決意を表明していくということが大事で、この流れは一層広がっていくかなければいけないと思っておりますけれども、国がその先頭に立たなければいけないのではないだろうかと思えます。

この点で、判決は明快に述べております。戦前、戦後の二度にわたって取り組まれた無らい県運動について、ハンセン病が強烈な感染力を持つという恐怖心をおおりに隔離しなければならぬ脅威という偏見を植えたとして、この運動によってつくり出された差別、偏見は、それ以前にあったものとは明らかに性格を異にするもので、今日まで続く差別、偏見の原点があると、こういうふうに結論づけております。

そしてまた、判決では、昭和十五年、一九四〇年には厚生省から都道府県に対し無らい県運動の徹底を求める指示が出されたことも指摘してあります。

そこで、大臣に質問をさせていただきますが、第一に、この戦前の無らい県運動が質的にも量的にもこれまでの差別、偏見とは全く異なる差別と偏見を生み出しました。これをお認めになりますか、御答弁願います。

○国務大臣(坂口力君) 私の生まれます前、あるいはまた私が幼いころの出来事でございます。無

らい県運動ということが差別、偏見をつくったのか、それとも隔離政策ということが差別、偏見を拡大したのか、これらのことはもう少しこれは検証をしないと、どの政策が一つ誤っていたからできたということではなくて、私はいろいろのそうした政策が複合的にやはりこの差別、偏見というものを大きくしてきた。あるいは、この病気に對します差別、偏見というのはそうした政策の以前からあったことも事実でございますが、そのありましたものを国がとりました政策がさらにそれを拡大したということが言われているわけでございます。そして、それもそれがどの程度であったのか、そうしたことも含めて、これはその歴史を振り返り、そして検証をする中から私は明らかになってくることであるというふうに思っております。

○井上美代君 私は、無らい県運動というのは隔離政策と一体のもので、隔離政策によって差別と偏見が大きく広がりましたけれども、それを徹底的に日本じゅうからたたき出す、これが無らい県運動ですけれども、そのことによってやはり差別と偏見はもつと深く浸透していったんだというふうに思っています。だから、そういう意味で私は、無らい県運動というのはこれは重要な究明をしなければいけない、はつきりさせていかなければいけない中身だというふうに思っています。

特に二つ目にお聞きしたいのが、無らい県運動をやはり国が指示を出しているという事実があるだけに、無らい県運動を国が自治体に指示をして、自治体に従って進めたこと、これをやはり私は認めるべきだと思っております。国は、そして、やはり徹底究明をしていくべきだというふうに思っています。そういう意味で、自治体と一つになりながらやってきた、このことについて反省と謝罪をするべきだというふうに思っていますけれども、大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 私が反省と謝罪をいたしておりますが、これは一体どこまでさかのぼって反省と謝罪をしているのかという判断はなかなか私自身も難しいわけでございますが、しかし、ど

の辺に線を引いてとか、戦後の政策についてとか、それはやはり言えないだろう。ずっとさかのぼって、日本の国がとってまいりましたその政策全体に対して私は反省をし、謝罪をしているんだらうというふうに思っております。

○井上美代君 私は、戦後につきましても、戦後、療養所を拡張して、そして全国的に一斉に検診を行い、患者の強制収容を進めました。都道府県は競って無らい県運動を進め、そしてベッドだけでも三千五百から戦後ふやしております。この戦後の無らい県運動についてもやはり国の責任を認める内容になっているというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) ですから、同じことを繰り返す以外にないわけでございますが、そうしたことを全体的に見て、やはり誤っていたところをすべて私は総合して謝罪をし反省をしているというふうに申し上げる以外にございません。そして、どこがどのように誤っていたかということにつきましては、これから一つ一つ歴史的に検証をしていきたいというふうに思っているわけでございます。

○井上美代君 私はぜひ、指示を出すという、国がそういう行動をしているわけですから、今後こういう問題について徹底的に明らかにしながら国民の前に公開をする、そして謝罪をするということが重要であるというふうに思っています。

特に、けさでしたか、毎日新聞に自治体の都道府県の全知事のアンケートが出ておりましたけれども、六割がおわびが必要と、こういうふうに言っております。具体的に内容が出ておりますけれども、やはり自治体もその方向で動いてきておりますので、私は国がもう本当に先頭に立ってやっていくということが今求められてもいると思っておりますので、ぜひ努めて頑張ってくださいいただきたいというふうに思います。

それでは、次に行きますけれども、六月二十四日から一週間がハンセン病を正しく理解する週間というものが据えられていて、従来、厚生労働省が

都道府県や医療協会など力を合わせながらハンセン病に対する正しい医学的知識の普及、そしてまた療養所とその地域の交流などが行われてきたということなんですから、この機会を利用して、厚生労働省としてこういったメディアを活用し、判決を受けた名誉回復のための活動をすべきであるというふうに思いますが、その点どのように考えておられるでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 先生御指摘のとおりと思っております。ことは六月の二十四日から三十日までの一週間をハンセン病を正しく理解する週間というふうに位置づけております。この間におきまして、今回、国会決議がなされたことなども考慮いたしまして、マスコミですとかあるいは政府広報、そして地方公共団体のいろいろな広報媒体も積極的に活用するなど取り組んでいきたいと思っております。

○井上美代君 やはり国民の間に、間違った国の政策をやったことがぜひ伝わるようにお願いをしたいというふうに思っています。

私も、先ほど出されておりました不自由者棟の問題に触れたいというふうに思っています。

これは、先ほど参考人の高瀬さんからも訴えられていた中身ですけれども、我々普通の者が考えるのと本当に違った思いを持ってもらえるんですね。ハンセン病の療養所へ行きましたけれども、不自由者棟の看護・介護体制というのは、やはり三交代の看護・介護体制が求められるということ、直接元患者の皆さんから聞いてまいりましたけれども、そして、私もこの委員会での聞き取り上げたんですけれども、時間がありませんでしたので十分な質問ができませんでした。

さらに、療養所の元患者の皆さんが直面している切実な問題なんですけれども、不自由度についてランクがずっと分けられているわけなんです。特別重い人、重い人、中くらいの人、こういうふうに分けられているんですけれども、やはり高齢化が進む中で、先ほど証言にもありましたように、高齢者になるほど環境の変化に適応できな

くなる。住みなれた場所です。親しい仲間と暮らしたという思いがある。無理に移動すると二、三年で亡くなるという例も出ておりますし、移動してみずから命を絶たれたという事件もありました。

不自由棟の空き部屋が多くなったので一緒に寄せて暮らすようにするというような話では、元患者さんにとっては住みなれたところを動かなければいけないので非常に大変だということを聞いてきています。現在の自分の住みなれた家で介護、看護を受けたというふうな要求があります。

先ほど大臣が答弁しておられたのを聞きながら思ったことなんですけれども、やはり呼び鈴を押せるようにするというような、そういうことも出ておりましたけれども、私はやはり今社会全体が二十四時間介護が介護制度でやれるようになっていくときに、宿直というのではなくてやはり病棟を、夜ももう本当に大変になっていらいしやる元患者さんですから、ぜひこの看護の三交代制を含めやっていただきたいというふうに思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほど、岡崎先生にもお答えを申し上げましたとおり、これはやっていく、やらなければならぬというふうに思っております。

先ほど若干触れたわけでございますが、しかし、ベルすら押すことができないというほど悪化している人があるとすれば、その人はやはり一時的に病棟の方に移っていただいて治療を私は受けていただきたいと思うんですね。それはもういつ何となくあるか分からないのですから。よくなられたらお帰りのいいわけですから、ベルすら押せないというような方があったとしたら、それはやはり私は一時治療をお受けいただく方がよろしいのではないかなという私の個人的見解でございますけれども、そんな気がいたします。

ただし、体制としての話は別でございます。

いわゆる不自由棟に対する夜勤制ですか、夜勤制を組めるように今努力中でございます。それも、全国一斉にというわけにはなかなかいきませんから、できることから先に、そして重要などところから先にやらせていただきたい、そういうふうにして思っております。

○井上美代君 重病だから押せないんじゃないかと、やはり押しても当直の人は休んで眠っているというわけですから、そういう体制をまず変えてほしいと、そういうことです。だから、ボタンを押せばそれで安心というわけではないというのを申し上げておきます。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、次に行きますけれども、京都のある会社の就業規則の中に、長いこと、らい病患者は就業させないという、私に就業規則の内容を持っているんですけれども、「次の各号の一に該当する者は就業させない。」というので、二番目に「ライ病患者」というのがあるんですね。これは、京都の場合は問題になりまして、労働者が会社側と交渉して五月に撤回をさせて改善しております。これは気づいて会社と交渉したから改善できたわけで、この就業規則なんですけれども、元患者が社会復帰して働きたいと希望もあると思います。また、名誉回復をあらゆるところで行っていくことで、このような就業規則がほかにあれば改善をするよう厚生労働省は指導すべきであるというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) ただいま就業規則についての御指摘がございました。つい最近までそういうものがあつたというのは非常に遺憾なことと思っております。

職場におきましても、当然偏見なり差別というもの、こういうものについてはなくすというのが大切なことだと思いますし、そのための周知啓発活動等につきましては、関係部局とも連携しながら最大限努力してまいります。

それから、就業規則につきましては、これにつ

いてもそのような御指摘のようなそういう記述がなされること、あるいは今まだ削除してないというようにないような周知徹底してまいりたいと思っておりますし、現にそういうものを発見した場合といえますが、そういうものがあれば、これは是正させるよう指導をいたします。

○井上美代君 やはり今こういうふうな大きく変わっているのを企業が御存じないなどということもあり得ますので、ぜひ指導の文書も出していただいて、努力していただきたいというふうに思います。

私は、学校教育の中で、憲法に保障された基本的人権の尊重の教育として、元患者たちへの差別と偏見、そしてみずから主張して国の施策の誤りを認めさせた歴史を学び、やはり元患者さんたちの名誉回復を推進していかなくちゃいけないというふうに思います。

そこでお願いしたいんですけれども、これは九十六年の三月、らい予防法を廃止したときに衆議院の附帯決議がありまして、そこに「学校教育の中でハンセン病に関する正しい知識の普及啓発」ということが約束されております。

私は、文部省にお聞きしたいんですけれども、今ハンセン病についてそういうリーフレットがあるかということをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。どのような種類のリーフレットが出ていて、さまざま出ているんだと思いますが、その中にハンセン病についてはあるのでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 文部科学省におきましては、子供たちが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るため、保健分野の課題のうち、特に今後注意しておくことが必要な疾患などにつきましてリーフレットを作成しまして配布をしておりますが、最近五年間では、結核、エイズ、それから薬物乱用防止に関するリーフレットを作成しております。ハンセン病に関するものは作成してないかと承知しております。

○井上美代君 ハンセン病のパンフレットはない

ということなんです。私は、これはやはりぜひつくっていただきたいというふうに思います。

まず、教科書の問題も聞きたいんですけれども、今、公民の授業の中で、基本的人権を保障された日本国憲法に照らしながら、学校教育の中で、公民の授業の中できちんと学習をしていくということが大事ですけれども、教科書の中でハンセン病について記述されている教科書があるのでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 平成十二年度に検定を実施して来年度から使用される教科書は、小学校で五十五種類、中学校で七十五種類あるわけですが、このうちハンセン病につきましては、記述がある教科書といたしましては、中学校社会科、これは公民的分野という分野でございますが、一種類におきまして、人間の尊重と日本国憲法の基本原則について学習をさせるというふうなところの中でこのような記述がございます。「過去にもハンセン氏病の患者は、感染の可能性がなくなっても一般の人々から隔離され、差別されてきました。」といったようなことを記述している例が一点ございますけれども、あるわけでございます。

○委員長(中島真人君) 時間が参りました。

○井上美代君 最後の質問で終わりますけれども、やはり先ほど岡山県の小学校六年生の道徳の副読本に、患者を早く療養所へ連れていくようにというの、きのう報道もされ新聞にも出ていたわけなんですけれども、こういうことが起きておりますので、私は最後に大臣にお聞きしたいんですけれども、やはり厚生労働省として文部省と一緒に、具体的なハンセン病の問題を載せていく、このことが大事だと思います。そういう意味で、ぜひ作成チームを両省でつくって着手してほしいというふうに思っております。

きょう証言もありましたので、ああいう証言も入れて活用していきたいというふうに思います。

ますが、その点を大臣にお答えいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(坂口力君) 連携を密にいたしまして、万全を期したいと思っております。

○井上美代君 終わります。

○大脇雅子君 たいまは、人間の尊厳を取り戻すために苦痛と悲しみと悩みをいかに多く受けられたかというお話を聞きまして、国会議員の一人として重い責任をさらに自覚させられたわけでございます。

なぜ、かくも長きにわたってこうした事実が続いたのかということに關しまして、私は、藤野豊さんという方の書かれた「いのち」の近代史」というのを三晩かけて読み上げました。非常に厚い本でございます。その中で、やはり医学界も政治家も厚生省も、我々としてはこの起きたことに対する深い検証をさらに必要とするのではないかと思います。

これから、患者、元患者の方々が故郷に帰られ、家族のきずなをさらに強固になさって、新しい人生を希望を持って過ごすことができるようにと、私は心から願わずにはいられません。

さて、今回のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案というものの本件につきまして、その性格をお尋ねしたいと思います。

まず、提案者にお聞きしたいのですが、この法案の立法趣旨というものを改めて確認をさせていただきますか。

○衆議院議員(鈴木俊一君) 本法律案の立法趣旨でございますが、本法律案は、この種の法律案としては異例であるとお伺いしておりますが、特に前文を設けまして、その前文において立法趣旨を明らかにしているところであります。

この前文に述べられておりますとおり、ハンセン病の患者の方々、また患者であった方々といえます皆様は、らい予防法によります隔離政策のもとで多大な苦痛、苦難をこうむってこられたわけでありまして、こうした事実に対して深く反省とお

わびをすること、そしてハンセン病の患者であった方々に対するいわれのない偏見を根絶するというそういう決意を示すこと、さらに深い反省とおわびの心を基本として、ハンセン病療養所入所者の方々がこうむった精神的な苦痛を慰謝するため、熊本地裁判決の認容額を基準として補償金を支給するとともに、ハンセン病の患者や患者であった方々の名譽の回復の措置について定めているところでありまして、以上が本法律案の立法趣旨でございます。

○大脇雅子君 そういたしますと、さらに確認をしたいわけですが、これは熊本の判決を踏まえた立法というふうな理解してよろしいでしょうか。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) この法案の前文でも述べられておりますように、ハンセン病の患者や患者であった方々は、らい予防法による隔離政策のもとで多大な苦痛、苦難をこうむってこられたわけでありまして、この法案の補償金は熊本地裁判決の認容額を基準として、このようハンセン病療養所入所者等の方々がこうむった精神的苦痛を慰謝するために支給するものでございます。

なお、同判決では賠償金の算定対象としていない昭和三十五年より前の入所期間でございますが、また復帰以前の沖縄での入所期間もこの法案では対象としていっております。

○大脇雅子君 第三条に言います「補償金」の法的性格というのはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) 今申し上げましたように、本法案による補償金につきましては、らい予防法による隔離政策のもとでハンセン病の患者や患者であった方々がこうむってこられた精神的苦痛につきまして、その苦痛を慰謝するため補償金を支給するという趣旨のものでございます。

○大脇雅子君 そういたしますと、この補償金は、国の行為に起因する国の責任を認めて支払わ

れるものと理解してよろしいでしょうか。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) この補償金の性格というお話でございますが、先ほどお答えいたしましたように、ハンセン病患者や患者であった方々のこうむってこられた精神的苦痛について、熊本地裁の判決の認容額を基準として、その苦痛を慰謝するため支給するものでございますが、なお、またこれも申し上げましたように、判決の対象としていない三十五年以前の入所期間等もこの法案では算定をしているという性格のものでございます。

○大脇雅子君 私が尋ねしたのは、この補償金は国の行為に起因する国の責任において支払われる補償金ですかとお尋ねしたんですが。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) これは、前文等も含めまして法案全体の考え方といたしまして、今申し上げましたように、ハンセン病患者がこうむってこられた精神的苦痛に対してその苦痛を慰謝するために支給するという性格のものでございます。

○大脇雅子君 率直に言って、衆議院では国家賠償による賠償金なのか損失補償なのかという議論がされてきて、非常にあいまいなまま参議院に送られてきております。

私は、違法だ適法だということとをまず問わないで、国の行為に起因する国の責任において支払われる国家補償ともいふべき性格のものであるというふうな理解するんですがどうですかと聞いていますから、率直に、お尋ねしたことに答えていただきたいと思っております。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) この法案は補償金を支給することになっておるわけでございますけれども、この補償金につきましては、らい予防法による隔離政策のもとで苦痛、苦難をこうむってこられたその精神的な苦痛、これを慰謝するための補償金というものでございます。

○大脇雅子君 苦痛を慰謝する補償金ということですから、この精神的苦痛を与えたのは国の行為ではありませんか。

それでは、国が支払うんですから、国の責任において支払うということにはなりませんか。何をそんなにいいないことをおっしゃるんですか。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) その原因となりました、苦痛、苦難のさらに原因ということでございますが、これはらい予防法による隔離政策という中でこうむってこられたということになります。

○大脇雅子君 それはすなわち国の責任ではありませんか。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) これは、国のとらえた一つの政策のもとということでございます。

○大脇雅子君 法務の副大臣は、この法案は国家賠償かあるいは損失補償かで、損失補償だということに答えられておりますが、損失補償の定義を言ってください。副大臣、損失補償だと答えられたわけですから、その定義を言ってください。

○副大臣(横内正明君) 損失補償とは、公共事業なんかで、土地収用でよく行われますけれども、公権力の行使によって加えられた財産上の特別の犠牲に対して、その損害を補てんすることだということに考えております。

○大脇雅子君 この法案の第一条は、「ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金」と言っておりますので、財産的な補償とは全く違ったものを補償しているんですが、なぜそういう定義の損失補償だということに答えられたんですか。間違っているんじゃないですか、どうですか。

○副大臣(横内正明君) 衆議院の委員会では委員の御質問がありまして、そういうことをお答えいたしました。質問がありましたから何かお答えをしなきゃならぬという状況でお答えを申し上げたわけでございます。けれども、この法律は議員立法でありますので、この法律のこの措置の性格については、やはり提案者である議員が御判断されることでありまして、私が衆議院でこの性格はどういうものであるというふうに申し上げたのは適切

ではなかったというふうに思っております。

○大脇雅子君 それでは、法制局にお尋ねします
が、損失補償というのの定義を言ってください。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) 国による場合
ということでお聞きだろうと思えますけれども、
これは国による一定の作用、そういうものによっ
て国民が被害をこうむった場合に、それを補てん
するという性格のものとして理解しております。

○大脇雅子君 そうしますと、損失補償というの
は、法的な概念としては、適法な行為、公権力の
行使によって与えられた財産的な補償を言うとい
う、これはそうですね。精神的な慰謝料を含ん
だ損失補償はありますか。前例があるなら言っ
てください。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) 補償というの
でしょうか……

○大脇雅子君 損失補償です。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) 失礼しまし
た。

損失補償という考え方の中には、物質的と申し
ますが、そういうものもございましょうし、精神
的なもの、そういうもの、両方あるのではないか
というふうに考えられます。

○大脇雅子君 副大臣は今適切でなかったと言わ
れました。発言において適切でなかったというこ
とかと思いますが、土地収用に対する損失補償と
か農地の強制買収に対する対価の支払いで、大体
そういうのに対しては精神的な慰謝料を認めた例
は一切ないんじゃないですか、ありますか。

どういうことを根拠にして、どの法律をもつ
て、どういう先例で精神的な慰謝料が損失補償に
入っているということをおっしゃるんですかね。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) 申し上げ方が
ちょっと悪かったと思えますけれども、今おっ
しゃいました土地収用とかそういう性格のものに
はもちろん考えられない、財産的なものを指し示
すというふうに思えますけれども、広い意味の補
償という意味の中にはあるんじゃないかというふ
うに考えております。

○大脇雅子君 そんなことは聞いていません。広
い意味の補償じゃなくて、損失補償です。法的概
念を聞いていますから、言ってください。精神
的なものをそれに加えるという私は新しい、そ
ういうのは全く聞いた概念としてないと思うん
で、そういうことを法制局、おっしゃる
んでしょうか。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) この法律の上
で、私どもの方ではこの補償金が損失補償である
というふうな言い方は、言い方というか、理解は
していないわけでございます。

○大脇雅子君 もう一度確認しますが、この法律
は損失補償というふうには見ていないということ
でよろしいですか、再確認です。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) たびたびの御
質問で恐縮でございますけれども、物的な損失補
償という意味ではなしに、患者がこうむられた精
神的な苦痛に対する補償というふうな性格のもの
でございます。

○大脇雅子君 だから、損失補償ではありません
ね。

○衆議院法制局参事(福田孝雄君) これもたびた
び繰り返すようで申しわけございませんが、もち
ろん物的な補償と言っているわけではございま
せん。そういう意味で、精神的な被害に対する補償
というものでございます。

○大脇雅子君 立法者にそれではお尋ねいたしま
す。

副大臣がそのようなコメントをなさったとい
うことについては撤回なさいましたので、改めて立
法者にお尋ねしたいのですが、これは国の行為に
起因する、国の責任において補償をする新しいと
いうか、精神的な慰謝料は今までこういう形で認
めたことはないと思うんですが、そういう性質の
立法だと何ってよろしいでしょうか。

○衆議院議員(鈴木俊一君) 率直に申し上げま
して、先ほど先生から御紹介ございましたような質
疑が衆議院の厚生労働委員会でもございました。
委員長という立場でその質疑を聞いておりました

けれども、明確に私も法律論について十分理解を
しておりませんので十分に答えられないことは大
変申しわけないと思っておりますが、先ほど来法
制局でもお話がございまして、らい予防法とい
うものがあって、その中で隔離政策がとられて
きた。そして、患者さんや患者であった方々がこ
うむつてこられた大変な精神的苦痛におたえし
なくてはならないという一つの大きな今の社会
的、政治的な現実が、それについて、熊本
地方裁判所の判決を念頭に置きつつ、その苦痛を
慰謝するために補償金を支給するものであるとい
うことが我々立法者としての見解でございます。

○大脇雅子君 私がなぜこれほどまでにこのこと
にこだわるのかというと、患者、元患者の人たち
の名誉回復のために、この法律の趣旨の答え方と
いうのは私は非常に大きな意味があるんだとい
うことであります。

訴訟を起こしている人は国家賠償法に基づいた
賠償金を受領して、それを受領した場合はこの第
七条で調整がされるわけですから、じゃ、ほかの
訴えをしていない人たちとそういう判決を受けた
人と、同じ患者あるいは同じ元患者で差別的な扱
いを法的にされることになるので、私はこの法の
趣旨にこだわっているんだということでありま
す。

ですから、これは新しい、国の行為に起因して
国が責任を認めるといふ国家補償という概念で認
めるのが一番正しい法律的な解釈ではないか、む
しろそのことが名誉回復のために必要じゃないか
というふうにお聞きしたわけで、国の責任を私は
率直に認めていただきたい。この法案はそれを認
めていることは明らかでありますけれども、それ
を何だか非常に持つて回ったような言い方をし
ていただきたくなくて、まさにそれは名誉回復のた
めの一つの重要な御答弁だと思えますが、立法者
の方、いかがでしょうか。

○衆議院議員(鈴木俊一君) 大変難しい議論であ
ると思えます。その補償金に対する性格というこ
とも大変重要な御指摘だと思えます。

しかしまた、それと同時に、この前文に、先ほ
ど立法趣旨を述べましたけれども、そこに、議員
立法でございまして、我々の反省それから謝
罪、そういうものも明確にあわせて書いておりま
すので、法律全体としてこの補償金の性格が法的
にどうかということもあると思えます。先生の
おっしゃるとおりあると思えますが、全体として
先生のおっしゃっているような我々の責任とい
うものを前提とした、明確にした法案であると、そ
ういうふうには理解しております。

○大脇雅子君 終わります。

○委員長(中島真人君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。

本日、朝日俊弘君及び釜本邦茂君が委員を辞任
され、その補欠として堀利和君及び森田次夫君が
それぞれ選任されました。

○西川きよし君 短い時間ではございますが、ど
うぞよろしくお願いをいたします。

本日は、また、参考人の皆さん方にも貴重なお
話をお伺いいたしまして、これから自分自身も
しっかりとこの問題について頑張らないといけ
ないというふうに思いました。

〔委員長退席、理事亀谷博昭君着席〕
まず第一問目は、今回、衆議院の委員長提出と
いう形で補償法案が提出されました。これまで立
法作業に取り組んでこられた関係者の方々、皆様
方に心より敬意を表する次第でございます。

私は、実は参議院のみの会派でございまして、
これまでの経緯についてはよく存じておりません
ので、基本的な部分で、これまでの検討の経緯
と、そしてその趣旨をお聞かせいただきたいと思います。

まず、前文からでございますが、当初、与党案
として示された内容では、ハンセン病の患者に対
する施設入所の政策というふうになされておまし
たが、この施設入所の政策のこの部分を今回の法
案では隔離政策とされた点についての経緯と趣

それで、入所者の方たちに伺つてみましたらば、以前は納骨堂がなくて松の木の根本に骨を埋めていた、そして納骨堂ができたときにその骨を拾つてまた納骨堂に入れたと言つていらつしやいました。そのことを伺ったとき、自分のお墓が欲しいというふうには思わなかつたんですかと伺つたところ、そんなことは考えたこともない、自分の子供が墓を守ってくれるわけじゃないんだからというお答えを聞いて、私は自分の軽薄な質問を恥じました。

そして、先ほどそこにおられた参考人の方が

痛々しい断種の現実というのをお話しされました。この断種というものとこの納骨堂とが深い関係があるというように思ひ至りまして、この断種、これは一体どのような法的な拘束力を持って断種という政策が行われたのか、大臣にお伺いいたします。

○副大臣(梶屋敬悟君) 今、黒岩委員のお尋ねは、療養所において行われていた断種、これがどういう法的な拘束力を持っていたかというお言葉でございましたが、いわゆる法的な根拠で行われていたのかというお尋ねかと思ひます。この問題も極めて私どもこの委員会でもずっと議論しております。歴史の検証という観点でしっかりとえ直していかなくいかぬというふうに思っております。

さかのぼって考えてみますと、昭和二十三年が優生保護法、これは議員立法でできた法律でございまして、その当時の考え方からいたしますと、ハンセン病の母子感染の防止あるいは母体の保護を目的として、いわゆる優生保護法の中にいろいろ項目が設けられた。委員、恐らく御承知のとおりだろうと思ひます。この規定におきまして、本人あるいは配偶者の同意を条件といたしまして、ハンセン病患者やその配偶者に対して優生手術や人工妊娠中絶を行うことができるという規定になっていたわけでありまして。

そういう旧優生保護法といいますが、これを一つの根拠にして、あとはこれもいろいろな議論があるところでありまして、国立療養所の、特に夫婦寮への入居の条件でありますとか、私も幾つかいろいろなことを聞いております。半ば強制的な対応があったのではないかとすることも判決で言われているわけでありまして、そのあたりはしっかりと検証する委員会ではもう一回歴史的な事実を整理していかなくてはならない、このように考えているところでございます。

○黒岩秩子君 実は、二十八年のいわゆる新らしい予防法と言われる法律をよく読んでみましたけれども、この中には断種ということについては全く

触れられておりません。そういう意味で、今、梶屋副大臣の方から言われました二十三年の優生保護法の延長としてあったのかもしれません。しかし、このことは本当に大変なことだと思ひました。

それで、実は納骨堂ができる前、先ほど申し上げましたように、骨を土の中にただらまいていた。このようにな形で、死者に対する待遇がこのようなのだったというところは、これはどうしてだったんでしょうか。大臣にお伺いいたします。

○副大臣(梶屋敬悟君) 今、委員の方から納骨堂と、それからまだなぜ納骨堂なのかという、なぜ墓でないのかという、こんなお尋ねかもしれません。恐らく委員の今お尋ねの中に、昔の療養所において遺骨すら祭られないというそういう歴史があったのかもしれませんし、そうした中で、従来から各療養所で納骨堂に納骨をしてきたまを祭つていこうという体制は今日まで続いていたんだらうと思ひます。

お墓については、私もまさに今委員がおっしゃったように、お墓のことまで考えもしなかったとおっしゃいましたけれども、そういう経緯があるのかもしれません。あるいはまた、やはりついでに住みかではないというお気持ちがあったのかどうか、ここはそれこそ私にはわからないわけでありまして、これも委員御指摘のとおり、極めて大事な視点でありますから、これも歴史を検証する委員会の中でもう一度改めて、今までの資料も整理をしながらどういうことであつたのかということも明らかにしていきたい、このように考えております。

○黒岩秩子君 最後に、今回の法律の中で、死没者に対する追悼をということがうたわれておりますけれども、具体的にはどのようなことを指しておられるのか、お伺いいたします。

○副大臣(梶屋敬悟君) これもこの委員会でもさまざまに議論されておりますが、お亡くなりになつた方、こうした方については、今遺骨のお話もいただきました、納骨堂のお話もいただいたわけ

ありますが、本当に完全解決といえますか、そうしたことを考えますときに、ふるさとへ帰りたいというお気持ちも私も何度か聞かせていただいているわけでありまして、療養所において亡くなられた方々、この遺骨があるさとへ帰ることができるよう患者、元患者の方々と十分協議をして、そして各自自治体とも連携をとりまして、本当に亡くなられた方への対応をしつかりと考えていきたい、このように思っております。

○黒岩秩子君 今おっしゃられましたように、ふるさとのお墓に帰れるようにという努力をどこまでするかということだと私も思っております。そういう意味で、私自身もそういうことに御協力していきたいと思っております。

そして、実は最後にもう一つ、在外被爆者の問題について御質問をさせていただきます。

けさの新聞に控訴する方針であるということが書かれていて、私はもう大変驚きました。前回申し上げましたように、今回の大阪地裁での判決というのは単に法律を守れという御指摘だっただけに、今回の新聞の報道によりまして、過去の国会答弁とか筋違いの判決などを盾にした役所の不真実に政治の方が巻き込まれていると思われまいしました。

そこで、大臣、このことを政治主導で控訴しない方向に持っていくことはできないのでしょうか。坂口大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 現在、最後の進行中でございまして、結論に向けて今努力をしているところでございますが、今回の大阪地裁判決と申ししますのは、これはいわゆる日本に居住または現在に在る人に対するのみ被爆者とするのではなくて、外国に居住する人もこれは被爆者として加えるべきだと、こういう判決だったというふうに思ひます。

この大阪の地裁判決と、そしてその前に出ました広島地裁判決がございまして、広島の方の地裁判決は逆の結果が出ているわけでございます。こちらのほうは、日本の中に在住または居住する人へのみこれは被爆者とするべきであるという内

容でございます。したがって、この居住要件によりまして、広島地裁判決とそして大阪の判決とは違った結果が出ているわけでございます。これらを踏まえまして、そして法律的にこれをどう我々は対応をしていくかということが今迫られているというふうに思っております。

○黒岩秩子君 全くそのことについて私は違う考えを持っております。

広島判決というのはこれから被爆者手帳を取ろうとしているその方たちの問題であるし、大阪地裁の場合には既に被爆者手帳を取った人が外国に行つたら被爆者手帳の効力を発しないという、そのところで問題になっているので、私が先ほど筋違いだと言つたことはそのことを言っているもので、外国に在る人が被爆者手帳を取れるかどうかではなくて、今回の原告である郭さんは既に被爆者手帳を持っております、そして日本国内では被爆者として扱われ、韓国に帰ると被爆者として扱われない。しかし、この被爆者援護法の中には居住制限もなければ国籍条項もない、そして失効は死亡したときのみということになっているので、このことを法律どおりにやれと言われたのが大阪地裁判決だと考えておりますので、これを控訴なさつても、広島地裁判決とは全く違うというふうに私は考えております。

○国務大臣(坂口力君) そういうお話もございまして、広島地裁判決の内容、そしてまた大阪地裁判決の内容、両方とも何度も読み返しをさせていただきます。

大阪地裁判決におきましては、今御指摘になりましたように、被爆者手帳というものを取りになつて、そして取りになつてから韓国に行かれました。そのときに、大阪府はそれに對しまして、韓国に行かれますのであるならばそれに對しましては資格がなくなりますよ、この法律は、日本の中に在住または現在に在る人へのみこれは支給するものですよという意味でそれを外したわけでございます。

したがって、両方ともその裁判の一番中心

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願（第一五七六号）（第一五七七号）（第一五七八号）

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
(第一五七九号)

一、安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願(第一五八〇号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増

員等に関する請願(第一五八二号)(第一五八三号)(第一五八四号)(第一五八五号)(第一五

八六号)(第一五八七号)(第一五八八号)(第一五八九号)(第一五九〇号)(第一五九一号)(第

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関

一、業者婦人に対する社会保障の充実等に関する請願(第一五九五号)

る請願(第一六〇一号)

員等に関する請願(第一六〇三号)(第一六〇四号)

一、労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

（第一六二三号）（第一六二四号）（第一六二五号）（第一六二六号）（第一六二七号）（第一六二八号）（第一六二九号）（第一六三〇号）（第一六三一

八号)(第一六二九号)(第一六三〇号)(第一六三一
一三二号)(第一六三二号)(第一六三三号)(第一

六三四号)(第一六三五号)(第一六三六号)(第一六三七号)(第一六三八号)(第一六三九号

(第一六四〇号)(第一六四一号)(第一六四二号)(第一六四三号)(第一六四四号)(第一六四

一、将来の安心及び生活の安定のための社会保
（五号）

	X
	3
	(
	生
	A
	A
	C
	N
	B
	(
	生
	A
	C
	C
	不
	分

障の拡充に関する請願(第一六五二号)(第一六五三号)

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第一六五二号)(第一六五三号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第一六五四号)(第一六五五号)(第一六五六号)(第一六五七号)(第一六五八号)(第一六五九号)

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第一六六〇号)(第一六六六号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第一六六七号)

一、業者婦人に対する社会保障の充実等に関する請願(第一六七二号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一六七四号)

一、肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願(第一六七六号)(第一六七七号)(第一六七八号)(第一六七九号)

一、交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願(第一六八〇号)(第一六八一号)(第一六八二号)(第一六八三号)(第一六八四号)

一、肝がん再発予防薬等未承認のがん治療薬を使用可能とする制度の創設等に関する請願(第一六八五号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一六八七号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第一六八八号)(第一六八九号)(第一六九〇号)

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第一六九一号)(第一六九二号)

一、肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願(第一六九三号)(第一六九四号)(第一六九五号)

一、交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願(第一六九六号)(第一六九七号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第一六九八号)(第一七〇四号)

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第一七〇五号)(第一七〇六号)

一、視覚障害者が購入するパソコン等に対する公的助成に関する請願(第一七〇七号)

一、マッサージ診療報酬の引上げに関する請願(第一七〇八号)

一、肝がん再発予防薬等未承認のがん治療薬を使用可能とする制度の創設等に関する請願(第一七〇九号)(第一七一〇号)

一、肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願(第一七一一号)

一、交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願(第一七一三号)(第一七一四号)(第一七一五号)

一、肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願(第一七一六号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第一七一七号)

第一五七六号 平成十三年五月二十五日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一一 兄山美穂 外千名
紹介議員 黒岩 秩子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一五七七号 平成十三年五月二十五日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 長野市三輪三ノ三ノ一七 市川隆司 外一万千一百一名
紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一五七八号 平成十三年五月二十五日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 沖縄県那覇市三原三ノ一四ノ一三ノAノ二 城間えり子 外一万八千四百三十名
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一五七九号 平成十三年五月二十五日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 高知市東久万八七 永野元彦 外六百名
紹介議員 田村 公平君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一五八〇号 平成十三年五月二十五日受理
安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台一九ノ一二 渡邊裕樹 外九千三百二十八名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一五八一号 平成十三年五月二十五日受理
安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願
請願者 名古屋市中千種区丸山町一ノ五九 鷺澤宗市 外九千三百二十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一五八二号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 大阪府泉南市信達市場一六ノ四 五六 堀川卓夫 外九百九十九名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五八三号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 福島県いわき市平豊間塩場一ノ一四五 阿部文訓 外九百九十九名
紹介議員 和田 洋子君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五八四号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字本浦中三二ノ五 西岡保正 外九百九十九名
紹介議員 高橋紀世子君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五八五号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市中堤町三四ノ一二 岩淵豊子 外千七百四十九名
紹介議員 椎名 素夫君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五八六号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 福岡市東区雁の巣二ノ一ノ一一 尾崎菊治 外二千四百六十一名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五八七号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 鳥取市湖山町西二ノ五六七 石井

紹介議員 真世 外九百二十名
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二五八八号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
紹介議員 熊本市梶尾町一、二八ノ一五
武田文子 外三千八百四十九名
三浦 一水君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五八九号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
紹介議員 宮崎県宮崎郡清武町大字木原三、一四五ノ二 高橋早苗 外九百十九名
瑞穂君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五九〇号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
紹介議員 長野市中御所二ノ一五ノ一一 矢澤明文 外四百九十九名
俊美君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五九一号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
紹介議員 岐阜県中津川市千旦林一、六五三ノ一 馬淵米子 外三千八百五十七名
七名
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五九二号 平成十三年五月二十五日受理
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
紹介議員 沖繩県中頭郡読谷村字長浜一、五九四 長浜初美 外九百九十九名
名
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五九三号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五九四号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
紹介議員 沖繩県那覇市久茂地二ノ一七ノ七 玉城政光 外九百九十九名
寛徳君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五九五号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
紹介議員 高知県南国市市三十一 土居篤男 外九百九十九名
公平君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五九六号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
紹介議員 高知市薊野九一ノ一 北岡徹 外一万五千五百名
公平君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六〇一号 平成十三年五月二十五日受理
業者婦人に対する社会保障の充実等に関する請願
紹介議員 新潟市神田町一〇ノ一二 堀川賢 外二百四十九名
秩子君
この請願の趣旨は、第八七六号と同じである。

第一六〇三号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
紹介議員 札幌市西区発寒十二条一ノ二ノ一 八 宮田督三 外四百九十九名
勝也君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六〇四号 平成十三年五月二十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
紹介議員 山形県米沢市中央二ノ六ノ六ノ三 〇八 神田寿美 外五百四十九名
須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六二三号 平成十三年五月二十八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願
紹介議員 長崎市鶴の尾町一九ノ一五 山下順子 外三百四十七名
幸代君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六二四号 平成十三年五月二十八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六二五号 平成十三年五月二十八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六二六号 平成十三年五月二十八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

- けること。
- 1 時間外労働の上限は、一日二時間、一週五時間、年間百五十時間以内とすること。深夜・休日労働は、生命や安全等にかかわる職種や緊急の理由から不可避な場合に限定し、原則として禁止とする法的規制を設けること。
 - 2 育児時間を男女の労働者に適用するとともに、期間及び時間を延長すること。
 - 3 妊産婦の深夜労働は請求の有無にかかわらず禁止すること。
 - 二、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を次のように改正すること。
 - 1 家族の病氣時における短期間の介護、検診、予防注射、保育園・学校行事への参加等、家族的責任を果たすための休暇制度を新設すること。
 - 2 小学校就学前の子及び要介護の家族を有する労働者から請求があった場合は、労働時間を短縮できるようにすること。
 - 3 義務教育修了前の子及び要介護の家族を有する労働者から請求があった場合は、同居家族の有無にかかわらず、時間外・休日・深夜労働を免除すること。
 - 4 介護休業の取得要件を「継続して介護を要する一つの状態につき一回」とするとともに、期間を延長すること。
 - 5 育児・介護休業の取得対象を非常勤やパート等、可能なすべての労働者に拡大すること。
 - 6 育児・介護休業の取得に当たっては、原職復帰、所得保障、代替要員の配置、不利益取扱いの禁止を明記すること。
 - 7 家族的責任を有する労働者の転勤等に当たっては、配慮義務及び本人の同意を明記すること。
- 第一六二四号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平八ノ三ノ五

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六二五号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 北海道稚内市はまなす三ノ一ノ七

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六二六号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 京都市北区紫野上門前町八三 渡

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六二七号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 静岡県熱海市下多賀六七四ノ五

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六二八号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町大字六日町

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六二九号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡西伯町福成五三〇

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六三〇号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 沖縄県平良市西里一、〇〇七 佐

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六三一号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 千葉県佐原市大戸川三八〇 藤ヶ

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六三二号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 石川県鳳至郡穴水町川島カノ九ノ

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六三三号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 山形県西置賜郡飯豊町高峰三、一

紹介議員 伊藤憲夫 外三百四十七名

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六三四号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 福島県河沼郡会津坂下町大字青木

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六三五号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 仙台市青葉区台原五ノ一八ノ一二

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六三六号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 奈良市芝辻町四ノ九ノ七ノ四〇八

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六三七号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 宮崎県生目台西一ノ一ノ一二

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六三八号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上田二ノ一六ノ三二

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六三九号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 名古屋市北区名城二ノ一 高原正

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六四〇号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 島根県大原郡大東町大字南村一七

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六四一号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 山口県岩国市大字通津七九〇ノ一

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六四二号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 熊本県下益城郡富合町菰江二六六

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六四三号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 佐藤智子 外三百四十七名

紹介議員 宮本 岳志君

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡穂波町大字椿三〇九ノ四 青柳耕市 外三百四十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六四四号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 高知市桜井町二ノ六ノ一五 幸崎博 外三百四十七名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六四五号 平成十三年五月二十八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県水戸市千波町一、二六六ノ六 松永勝典 外三百四十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一六二三号と同じである。

第一六五一号 平成十三年五月二十八日受理

将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願

請願者 千葉市若葉区みつわ台二ノ二三ノ八 山崎征也 外二百三十六名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六五二号 平成十三年五月二十八日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市久保田町二ノ四ノ二八 山下博之 外四万四千名

紹介議員 野間 越君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六五三号 平成十三年五月二十八日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡御町椎木一、〇一九ノ七 小高平 外七百七十六名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六五四号 平成十三年五月二十八日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 岡山県邑久郡牛窓町鹿忍四、三二一ノ一 森藤聖和 外九百九十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六五五号 平成十三年五月二十八日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 兵庫県加西市上宮木町四五一小 林輝夫 外四百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六五六号 平成十三年五月二十八日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 富山市黒崎一七七ノ一 安田美好 外二千六百四十七名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六五七号 平成十三年五月二十八日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 札幌市白石区平和通一丁目南五ノ一 佐藤清哉 外四百九十九名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六五八号 平成十三年五月二十八日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 神奈川県秦野市鶴巻二、〇九二ノ三 田中健嗣 外九百九十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六五九号 平成十三年五月二十八日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 沖縄県那覇市具志三ノ二二ノ七 湧川朝涉 外九百九十九名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六六〇号 平成十三年五月二十八日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 和歌山市太田四三〇ノ七わかやま市民生活協同組合理事長 三田實 外七十七百二十二名

紹介議員 鶴保 庸介君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六六六号 平成十三年五月二十九日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 千葉県船橋市飯山満町二ノ四一八ノ四八 成瀬武夫 外八十三名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六六七号 平成十三年五月二十九日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 岡山市東平島一、七四五 木畑巧

外九百九十九名

紹介議員 石田 美栄君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六七二号 平成十三年五月二十九日受理

業者婦人に対する社会保障の充実等に関する請願

請願者 広島市安芸区中野六ノ八ノ一五 大下伸子

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第八七六号と同じである。

第一六七四号 平成十三年五月二十九日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 奈良県橿原市東坊城町五三〇 吉田裕子 外二千九百十九名

紹介議員 森本 晃司君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一六七六号 平成十三年五月三十日受理

肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願

請願者 愛媛県松山市立花一ノ五ノ二四 藤久妙子 外千六百七十七名

紹介議員 松崎 俊久君

我が国における肝臓病の多くはウイルスに起因しており、B型肝炎ウイルスの感染者（キャリア）は四百四十万人以上、C型肝炎ウイルスの感染者は二百四十万人以上と推定され、その克服は大きな課題となっている。予防対策がほぼ確立され、治療薬や治療法も進歩しているが、治療薬の投与期間などについては厳しく制限されている。一方、肝がんによる死亡者も急増しており、肝硬変、肝がんによる死亡者は年間五万人を超えており、予防対策は急務となっている。また、患者及び感染者は長期の療養を強いられることから、病気の進行に加え医療費の負担や生活上の不安に苦しんでいるだけでなく、ウイルス肝炎に関する医学的啓蒙の遅れから、社会生活においても偏見や差別を受けている。患者及び感染者が肝がん予防の適切

な医療を受けられるよう、総合的な肝炎対策の確立が求められている。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、慢性肝炎、肝硬変、肝がん等の治療薬、治療法の開発を促進するとともに、現在の治療薬、治療法に対する制限を緩和すること。

二、肝臓病患者の社会的・経済的困難を救済するため、制度を拡充すること。

三、急増する肝がんの予防対策として、基本健康診査において希望者に対しHBS抗原検査、HCV抗体検査を実施するなど、検診制度を確立し、治療体制を整備すること。

第一六七七号 平成十三年五月三十日受理

肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願

請願者 富山市蓮町六ノ三ノ三三 三国敏夫 外千七百一名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一六七八号 平成十三年五月三十日受理

肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願

請願者 名古屋市中区六田一ノ一〇五ノ四 清水建行 外千六百七十四名

紹介議員 木俣 佳丈君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一六七九号 平成十三年五月三十日受理

肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願

請願者 仙台市泉区長命ヶ丘六ノ八ノ二五 安斎重明 外千八百十七名

紹介議員 亀谷 博昭君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一六八〇号 平成十三年五月三十日受理

交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願

請願者 香川県善通寺市吉原町二二四 齊藤速見 外三千九百九十九名

紹介議員 真鍋 賢二君

障害者基本法が成立し精神障害者もその対象として位置付けられたことに伴い、精神障害者保健福祉手帳が創設され、現在約十万人に交付されているが、精神障害者は他の障害者に比べ各種支援策が整備されていない状況にある。取り分け、専門的医療機関が偏在しているため遠方へ通院しなければならず、交通費は大きな負担となっている。身体障害者や知的障害者に適用されている手帳による各種サービス制度は、精神障害者にとっても不可欠であり、精神障害者にだけ適用されない現状は不公平である。

ついで、次の措置を採らねばならない。

一、国及び地方自治体は障害種別によって格差が存在する各種手帳サービスについて、格差是正の措置を早急に講ずること。

二、国はJR六社等旅客輸送事業各社及び日本道路公団等関係機関による身体障害者、知的障害者に対する割引制度を精神障害者にも適用するよう強く要請・指導し、早期実施を図ること。

第一六八一号 平成十三年五月三十日受理

交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願

請願者 山口県吉敷郡阿知須町沖の原区 五、〇三七ノ一四 小田秀夫 外千名

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一六八二号 平成十三年五月三十日受理

交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願

請願者 横浜市港南区港南台一ノ三〇ノ七 浅沼守男 外千名

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一六八三号 平成十三年五月三十日受理

交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願

請願者 京都府長岡京市花山一ノ五九 中村市雄 外千名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一六八四号 平成十三年五月三十日受理

交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願

請願者 大阪府高槻市唐崎中四ノ一九ノ五 寺本徳造 外千一名

紹介議員 釜本 邦茂君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一六八五号 平成十三年五月三十日受理

肝がん再発予防薬等承認の肝がん治療薬を使用可能とする制度の創設等に関する請願

請願者 山形市白山三ノ四ノ三ノ四〇二 三浦秀一 外七千名

紹介議員 亀谷 博昭君

がんは日本人における死亡率第一位の病気であるが、中でも肝がん患者は数年前より増加の一途をたどっている。このような中、肝がん再発予防薬として非環式レチノイドが世界的に高く評価されているが、我が国ではまだ認可されておらず、治療の再開が検討されているところである。がんは他の疾病と異なり、放置すれば死に至る病気である。このため、患者が必要かつ十分な情報提供を受け、服用によるすべての不利益、健康被害について厚生労働省を始めとする医療機関等関係者の責任を問わないことを前提として、治療中の抗がん剤や欧米諸国で認可されたすべての肝がん治療薬を患者の意志により服用できるようにすることが求められている。

ついで、次の措置を採らねばならない。

一、欧米諸国において承認された抗がん治療薬については、国内における治療の簡略化、欧米諸国における治療データの有効活用等により、審査及び承認の迅速化を図ること。

二、未承認又は治療中であっても患者の自己責任においてがん治療薬が使用できるよう、制度の創設に向けて検討を進めること。

三、肝がんによる死亡者が急増している現状にかんがみ、特に肝がん再発予防薬については研究開発、早期の審査及び承認に向けて積極的に取り組むこと。

第一六八七号 平成十三年五月三十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 名古屋市中村区宿跡町二ノ二七 渡並登志子 外三百九十九名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第一六八八号 平成十三年五月三十日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 佐賀市神野西三ノ三ノ二四 瀬尾 聡 外千九百九十九名

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六八九号 平成十三年五月三十日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 札幌市南区北ノ沢二ノ一八ノ二三 穂田京子 外九百九十九名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六九〇号 平成十三年五月三十日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市喜多町九〇 菊地 滋男 外四百七十二名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一六九一号 平成十三年五月三十日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 群馬県佐波郡境町大字下湖名一、一八六〇一 田所忠雄 外三万七千名
紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六九二号 平成十三年五月三十日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 千葉県我孫子市中峠三、一七七〇 四 岩井伊佐保 外五千三百七十五名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六九三号 平成十三年五月三十日受理
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願
請願者 大阪府茨木市末広町五ノ二二 林 義雄 外千六百八十名
紹介議員 釜本 邦茂君
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一六九四号 平成十三年五月三十日受理
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願
請願者 茨城県ひたちなか市牛久保一ノ一 一ノ一四 横須賀正治 外千六百八十七名
紹介議員 狩野 安君
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一六九五号 平成十三年五月三十日受理
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願
請願者 千葉県我孫子市我孫子一、六九六 一〇〇 廣島純子 外千六百七十五名
紹介議員 黒岩 秩子君
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第二六九六号 平成十三年五月三十日受理
交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願
請願者 栃木県矢板市本町一七ノ二六 長 谷川勝美 外千名
紹介議員 国井 正幸君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第二六九七号 平成十三年五月三十日受理
交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願
請願者 静岡県藤枝市田沼四ノ一九ノ五 村田みつ 外千二十六名
紹介議員 鈴木 正孝君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一六九八号 平成十三年五月三十日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 愛知県豊橋市下条東町木戸口一五 二 佐藤真樹 外七百八十四名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一七〇四号 平成十三年五月三十一日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 大阪府泉南郡田尻町りんくうポ一 ト北五ノ一七ノ一〇七七 上条 晃代 外千三百三十三名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一七〇五号 平成十三年五月三十一日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 青森県八戸市吹上ノ八ノ一九 高橋薫 外二万五千五百九名
紹介議員 田名部匡省君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七〇六号 平成十三年五月三十一日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 千葉県船橋市三咲八ノ一七ノ九 石井和泉 外七千三百九十一名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七〇七号 平成十三年五月三十一日受理
視覚障害者が購入するパソコン等に対する公的助成に関する請願
請願者 広島市佐伯区隅の浜二ノ七ノ一ノ 二一ノ三〇六 仁田貞則 外七百十八名
紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第一七〇八号 平成十三年五月三十一日受理
マッサージ診療報酬の引上げに関する請願
請願者 広島市安芸区中野一ノ三ノ二〇ノ 五一五 根本和弘 外五百九十名
紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第一七〇九号 平成十三年五月三十一日受理
肝がん再発予防薬等未承認のがん治療薬を使用可能とする制度の創設等に関する請願
請願者 大阪府摂津市正雀四ノ四ノ三一 樋口康司 外七千名
紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一七一〇号 平成十三年五月三十一日受理
肝がん再発予防薬等未承認のがん治療薬を使用可能とする制度の創設等に関する請願
請願者 奈良県生駒市小瀬町二〇六ノ六 柳野俊子 外七千五百名
紹介議員 沢 たまき君
この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一七一一号 平成十三年五月三十一日受理
肝がん再発予防薬等未承認のがん治療薬を使用可能とする制度の創設等に関する請願
請願者 広島県福山市熊野町二、一七〇 井上益雄 外千七百四十一名
紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一七一二号 平成十三年五月三十一日受理
肝がん再発予防薬等未承認のがん治療薬を使用可能とする制度の創設等に関する請願
請願者 埼玉県川口市元郷一ノ一七ノ三ノ 一、〇〇六 追田孝子 外千四百三十八名
紹介議員 高野 博師君
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一七二三号 平成十三年五月三十一日受理
交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願
請願者 岐阜県羽島郡柳津町大字佐波六、 二六〇 川田進 外千名
紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一七二四号 平成十三年五月三十一日受理

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願

請願者 島根県大原郡木次町平田八〇三

紹介議員 糸原敏雄 外九百九十九名

紹介議員 景山俊太郎君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一七五号 平成十三年五月三十一日受理

交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願

請願者 鹿児島市郡元三ノ三ノ五 瀬戸口

健 外千名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一七六号 平成十三年五月三十一日受理

肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平八ノ二ノ一

ノ四〇六 高島譲二 外千五百五十五名

紹介議員 日笠 勝之君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一七七号 平成十三年五月三十一日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒東三条一九丁目

菊地ひで子 外四百九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

六月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案(衆)

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の

支給等に関する法律案

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であつた者等にいたらずに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法」の廃止に関する法律が施行されたのは平成八年であつた。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であつた者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにしているものである。

ここに、ハンセン病の患者であつた者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被つた精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であつた者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、ハンセン病療養所入所者等の被つた精神的苦痛を慰謝するための補償金(以下「補償金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であつた者等の名誉の回復等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、「ハンセン病療養所入所者等」とは、らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号。以下「廃止法」という。)により、らい予防法(昭和二十八年法律第二十四号)が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所(廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。)その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(以下「国立ハンセン病療養所等」という。)に入所していた者であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において生存しているものをいう。

(補償金の支給)

第三条 国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

(請求の期限)

第四条 補償金の支給の請求は、施行日から起算して五年以内に行わなければならない。

2 前項の期間内に補償金の支給の請求をしなかつた者には、補償金を支給しない。

(補償金の額)

第五条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

一 昭和三十五年十二月三十一日までに、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 千

四百万円

二 昭和三十六年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 千二百万円

三 昭和四十年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 千万円

四 昭和四十八年一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 八百万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる者であつて、昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国立ハンセン病療養所等から退所していたことがあつたものに支給する補償金の額は、次の表の上欄に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分及び同表の中欄に掲げる退所期間(昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国立ハンセン病療養所等から退所していた期間を合計した期間をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額から控除した額とする。

ハンセン病療養所入所者等の区分

前項第一号に掲げる者

前項第二号に掲げる者

前項第三号に掲げる者

退 所 期 間

額

二十四月以上二百二十月未満

二百二十月以上二百三十六月未満

二百三十六月以上

二十四月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

月三十一日までの間の退所期間の月数については、前項の規定により計算した退所期間の月数に二を乗じて得た月数とする。

(支払未済の補償金)

3 退所期間の計算は、退所した日の属する月の翌月から改めて入所した日の属する月の前月までの月数による。

4 昭和三十五年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 千

四百万円

二 昭和三十六年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 千二百万円

三 昭和四十年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 千万円

四 昭和四十八年一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 八百万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる者であつて、昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国立ハンセン病療養所等から退所していたことがあつたものに支給する補償金の額は、次の表の上欄に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分及び同表の中欄に掲げる退所期間(昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国立ハンセン病療養所等から退所していた期間を合計した期間をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額から控除した額とする。

ハンセン病療養所入所者等の区分

前項第一号に掲げる者

前項第二号に掲げる者

前項第三号に掲げる者

退 所 期 間

額

二十四月以上二百二十月未満

二百二十月以上二百三十六月未満

二百三十六月以上

二十四月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

二百二十月以上

第六條 ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けたものがあつたときは、これをその者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(以下「遺族」という。)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に對してしたものとなす。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第七條 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法(昭和二十二年法律第二百二十五号)による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

(譲渡等の禁止)

第八條 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第九條 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

(不正利得の徴収)

第十條 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があつたときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

る。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(名譽の回復等)

第十一條 国は、ハンセン病の患者であつた者等について、名譽の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であつた者等の意見を尊重するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十二條 この法律に定めるもののほか、補償金の支給の手續その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

六月十二日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案(衆)

六月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、確定拠出年金法案(第百五十回国会提出、衆議院継続審査)

確定拠出年金法案

(小字及び一は衆議院修正)

確定拠出年金法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始

第一款 企業型年金規約(第三条・第六條)

第二款 運営管理業務の委託等(第七條・

第八條) 企業型年金加入者等(第九條・第十

八條) 掛金(第十九條・第二十一條) 運用(第二十二條・第二十七條)

第四節 給付

第一款 通則(第二十八條・第三十二條)

第二款 老齢給付金(第三十三條・第三十六條)

第三款 障害給付金(第三十七條・第三十九條)

第四款 死亡一時金(第四十條・第四十二條)

第六節 事業主等の行為準則(第四十三條・第四十四條)

第七節 企業型年金の終了(第四十五條・第四十八條)

第八節 雑則(第四十九條・第五十四條)

第三章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始

第一款 個人型年金規約(第五十五條・第五十九條)

第二款 運営管理業務の委託等(第六十條・第六十一條)

第二節 個人型年金加入者等(第六十二條・第六十七條)

第三節 掛金(第六十八條・第七十一條)

第四節 個人型年金の終了(第七十二條)

第五節 企業型年金に係る規定の準用(第七十三條)

第六節 雑則(第七十四條・第七十九條)

第四章 個人別管理資産の移換(第八十條・第八十五條)

第五章 確定拠出年金についての税制上の措置等(第八十六條・第八十七條)

第六章 確定拠出年金運営管理機関

第一節 登録(第八十八條・第九十三條)

第二節 業務(第九十四條・第一百條)

第三節 監督(第一百條・第一百七條)

第四節 雑則(第八十條・第九十七條)

第七章 罰則(第一百八條・第二百二十四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「確定拠出年金」とは、企業型年金及び個人型年金をいう。

2 この法律において「企業型年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

3 この法律において「個人型年金」とは、連合会が、第三章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

4 この法律において「厚生年金適用事業所」とは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六條第一項の適用事業所及び同条第三項の認可を受けた適用事業所をいう。

5 この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であつて、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

6 この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者であつて、六十歳未満のものをいう。

一 厚生年金保険の被保険者
二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律

第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

三 農林漁業団体職員共済組合の組合員(任意継続組合員を含む。)

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業務」とは、次に掲げる業務(以下「運営管理業務」という。)の全部又は一部を行う事業をいう。

一 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務(連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。)

イ 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者(以下「加入者等」と総称する。)

ロ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関(企業型年金を実施する事業主が第八条第一項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下「加入者等」と総称する。)

ハ 給付を受ける権利の裁定

二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供(以下「運用関連業務」という。)

8 この法律において「企業型年金加入者」とは、企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

9 この法律において「企業型年金運用指図者」とは、企業型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者(企業型年金加入者を除く)をいう。

10 この法律において「個人型年金加入者」とは、個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、そ

の個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

11 この法律において「個人型年金運用指図者」とは、個人型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者(個人型年金加入者を除く)をいう。

12 この法律において「個人別管理資産」とは、企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であつた者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であつた者に支給する給付に充てるべきものとして、一の企業型年金又は個人型年金において積み立てられている資産をいう。

13 この法律において「個人別管理資産額」とは、個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額をいう。

第二章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始

第一款 企業型年金規約

第三條 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

二 以上の厚生年金適用事業所について企業型年金を実施しようとする場合においては、前項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

三 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主(第四十七条第五号、第七十条、第七十一条及び第七十八条を除き、以下「事業主」という。)の名称及び住所

二 企業型年金が実施される厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の名称及び所在地(厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶(以下「船舶」という。)の場合にあつては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地)

三 事業主が運営管理業務の全部又は一部を行う場合にあつては、その行う業務

四 事業主が第七条第一項の規定により運営管理業務の全部又は一部を委託した場合にあつては、当該委託を受けた確定拠出年金運営管理機関(第八十八条第一項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業務を営む者をいう。以下「確定拠出年金運営管理機関」という。)

五 資産管理機関の名称及び住所

六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

七 事業主が拠出する掛金(以下「事業主掛金」という。)の額の算定方法に関する事項

八 運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項

九 企業型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項

十 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該企業型年金に係る事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主掛金に係る事業主に返還することを定めるときは、当該事業主に返還する資産の額(以下「返還資産額」という。)

十一 企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項

十二 その他政令で定める事項

(承認の基準等)

第四條 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第三項各号に掲げる事項が定められていること。

二 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金その他政令で定める年金制度(第五十四条第一項において「企業年金制度」という。)及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗ずる方法その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること。

四 提示される運用の方法の数又は種類について、第二十三条第一項の規定に反しないこと。

五 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者(以下「企業型年金加入者等」という。)による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

六 企業型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。

七 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年以上である場合又は企業型年金加入者が当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する場合について、その者の個人別管理資産が移換されるときは、そのすべてを移換するものとされていること。

八 その他政令で定める要件

九 厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨をその申請をした事業

主に通知しなければならない。

3 事業主は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の承認を受けた規約（以下「企業型年金規約」という。）を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

（規約の変更）

第五條 事業主は、企業型年金規約の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被用者年金被保険者等」とあるのは、「被用者年金被保険者等（企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む。）」と読み替えるものとする。

第六條 事業主は、企業型年金規約の変更（前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 第四條第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。

第二款 運営管理業務の委託等

（運営管理業務の委託）
第七條 事業主は、政令で定めるところにより、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。

2 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、前項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

3 運営管理業務の全部又は一部を行う確定拠出年金運営管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、当該全部若しくは一部の運営管理業務を自ら行い、又は当該運営管理業務を承継すべき確定拠出年金運営管理機関を定めて当該運営管理業務を委託しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

（資産管理契約の締結）

第八條 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。）又は厚生年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）を相手方とする生命共済の契約

四 損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする損害保険の契約

2 前項各号に規定する者は、正当な理由がある場合を除き、同項各号に掲げる契約（以下「資産管理契約」という。）の締結を拒絶してはならない。

3 資産管理機関が欠けることとなるときは、事

業主は、別に資産管理契約の相手方となるべき者を定めて、資産管理契約を締結しなければならない。

4 資産管理契約が解除されたときは、当該解除された資産管理契約に係る資産管理機関は、速やかに、当該資産管理契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理機関に移換しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、資産管理契約の締結に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 企業型年金加入者等

（企業型年金加入者）

第九條 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。

2 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者となしな

（資格取得の時期）

第十條 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金加入者の資格を取得する。

一 実施事業所に使用されるに至ったとき。

二 その使用される事業所若しくは事務所（以下「事業所」という。）又は船舶が、実施事業所となったとき。

三 実施事業所に使用される者が、被用者年金被保険者等となったとき。

四 実施事業所に使用される者が、企業型年金規約により定められている資格を取得したとき。

（資格喪失の時期）

第十一條 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 実施事業所に使用されなくなったとき。

三 その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。

四 被用者年金被保険者等でなくなったとき。

五 企業型年金規約により定められている資格を喪失したとき。

六 六十歳に達したとき。

（企業型年金加入者の資格の得喪に関する特例）

第十二條 企業型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、企業型年金加入者でなかったものとみなす。

（同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者の取扱い）

第十三條 同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者は、第九条の規定にかかわらず、その者の選択する一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者となしな

（前項の選択は、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日から起算して十日以内にしなければならない。）

3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日のさかのぼって、その選択した一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者でなかったものとする。

4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかつたときは、その者は、政令で定めるところにより、当該二以上の企業型年金のうちその一の企業型年金を選択したもののみとする。

5 甲企業型年金の企業型年金加入者が同時に乙企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った場合において、第一項の規定により乙企業型年金を選択したときは、その者は、乙企業型年金の企業型年金加入者となつた日

に、甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失する。

6 第二項に規定する者が、同項の規定により選択した企業型年金の企業型年金加入者でなくなったときは、その者は、その日に、当該企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得する。

(企業型年金加入者期間)

第十四条 企業型年金加入者である期間(以下「企業型年金加入者期間」という。)を計算する場合に、月によるものとし、企業型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 企業型年金加入者の資格を喪失した後、再びもとの企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者については、当該企業型年金における前後の企業型年金加入者期間を合算する。

(企業型年金運用指図者)

第十五条 次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

一 第十一条第六号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)

二 企業型年金の企業型年金加入者であった者であつて当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

2 企業型年金運用指図者は、前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金運用指図者の資格を取得する。

3 企業型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第三号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなつたとき。
- 三 当該企業型年金の企業型年金加入者となつたとき。

4 第十二条の規定は企業型年金運用指図者の資格について、前条の規定は企業型年金運用指図者である期間(以下「企業型年金運用指図者期間」という。)を計算する場合について準用する。

(通知等)

第十六条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を当該企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(以下「企業型記録関連運営管理機関」という。)に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。

2 企業型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十三条第一項の規定により選択した企業型年金その他の事項を事業主又は企業型記録関連運営管理機関に申し出なければならない。

第十七条 企業型年金運用指図者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を企業型記録関連運営管理機関(記録関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型記録関連運営管理機関等」という。)に申し出なければならない。

(企業型年金加入者等原簿)

第十八条 企業型記録関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金加入者等に関する原簿を備え、これに企業型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

2 企業型年金加入者及び企業型年金加入者であつた者(死亡一時金を受けることができる者を含む。)は、企業型記録関連運営管理機関等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記録された事項について照会することができ

る。この場合においては、企業型記録関連運営管理機関等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

第三節 掛金

(事業主掛金)

第十九条 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。

(拠出限度額)

第二十条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額は、拠出限度額(二月につき拠出することのできる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。)を超えてはならない。

(事業主掛金の納付)

第二十一条 事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付するものとする。

2 事業主は、事業主掛金を納付する場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を企業型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。

第四節 運用

(事業主の責務)

第二十二条 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運用の方法の選定及び提示)

第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用

関連運営管理機関等」という。)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従つて少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法(第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運用方法」という。)のうちいずれか一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。

- 一 銀行その他の金融機関又は国を相手方とする預金又は貯金の預入
- 二 信託会社への信託
- 三 有価証券の売買
- 四 生命保険会社若しくは国又は農業協同組合(農業協同組合法第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。)その他の政令で定める生命共済の事業を行う者への生命保険若しくは簡易生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み
- 五 損害保険会社への損害保険の保険料の払込み
- 六 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護が図られていることその他の政令で定める要件に適合する契約の締結

2 企業型運用関連運営管理機関等は、前項の運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。

(運用の方法に係る情報の提供)

第二十四条 企業型運用関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の規定により提示した運用の方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が次条第一項の運用の指図を行うために必要な情報を、当該企業型年金加入者等に提供しなければならない。

(運用の指図)

第二十五条 企業型年金加入者等は、企業型年金

規約で定めるところにより、積立金のうち当該企業型年金加入者等の個人別管理資産について運用の指図を行う。

2 前項の運用の指図は、提示運用方法の中から一又は二以上の方法を選択し、かつ、それぞれの運用の方法に充てる額を決定して、これらの事項を企業型記録関連連運管理機関等に示すことにより行うものとする。

3 企業型記録関連連運管理機関等は、第一項の運用の指図を受けたときは、政令で定めるところにより、同時に行われた同項の運用の指図を第二十三条第一項の規定により提示された運用の方法ごとに取りまとめ、その内容を資産管理機関に通知するものとする。

4 資産管理機関は、前項の通知があったときは、速やかに、同項の通知に従って、それぞれの運用の方法について、契約の締結、変更又は解除その他の必要な措置を行わなければならない。

(運用の方法の除外に係る同意)

第二十六条 企業型記録関連連運管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して前条第一項の運用の指図を行っている企業型年金加入者等の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

(個人別管理資産額の通知)

第二十七条 企業型記録関連連運管理機関等は、毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない。

第五節 給付

第一款 通則

(給付の種類)

第二十八条 企業型年金の給付(以下この款にお

いて「給付」という)は、次のとおりとする。

- 一 老齢給付金
- 二 障害給付金
- 三 死亡一時金

(裁定)

第二十九条 給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下この節において「受給権者」という)の請求に基づいて、企業型記録関連連運管理機関等が裁定する。

2 企業型記録関連連運管理機関等は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理機関に通知しなければならない。

(給付の額)

第三十条 給付の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。

(年金給付の支給期間等)

第三十一条 給付のうち年金として支給されるもの(次項において「年金給付」という)の支給は、これを支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金給付の支払期月については、企業型年金規約で定めるところによる。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第三十二条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押さえる場合は、この限りでない。

2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

第二款 老齢給付金

(支給要件)

第三十三条 企業型年金加入者であった者であつて次の各号に掲げるもの(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者を除く)が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、企業型記

録関連連運管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

- 一 六十歳以上六十一歳未満の者 十年
- 二 六十一歳以上六十二歳未満の者 八年
- 三 六十二歳以上六十三歳未満の者 六年
- 四 六十三歳以上六十四歳未満の者 四年
- 五 六十四歳以上六十五歳未満の者 二年
- 六 六十五歳以上の者 一月

2 前項の通算加入者等期間とは、政令で定めるところにより同項に規定する者の次に掲げる期間(その者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る)を合算した期間をいう。

一 企業型年金加入者期間

二 企業型年金運用指図者期間

三 個人型年金加入者である期間(以下「個人型年金加入者期間」という。)

四 個人型年金運用指図者である期間(以下「個人型年金運用指図者期間」という。)

3 第一項の請求があつたときは、資産管理機関は、企業型記録関連連運管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に老齢給付金を支給する。

(七十歳到達時の支給)

第三十四条 企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る)が前条の規定により老齢給付金の支給を請求することなく七十歳に達したときは、資産管理機関は、その者に、企業型記録関連連運管理機関等の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

(支給の方法)

第三十五条 老齢給付金は、年金として支給する。

2 老齢給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

(失権)

第三十六条 老齢給付金の受給権は、次の各号の

いずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

- 一 受給権者が死亡したとき。
- 二 当該企業型年金の障害給付金の受給権者となつたとき。
- 三 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなつたとき。

第三款 障害給付金

(支給要件)

第三十七条 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る)が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という)から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む)とし、以下「障害認定日」という)から七十歳に達する日の前日までの間において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に企業型記録関連連運管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

2 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る)が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(以下この項において「基準傷病」という)に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であつて、基準傷病に係る障害認定日から七十歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して前項の政令で定める程度の障害の状態に該当するに至つたとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)の初診日以降であるときに限る)は、その者は、その期

間内に企業型記録関連連営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があったときは、資産管理機関は、企業型記録関連連営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に障害給付金を支給する。

(支給の方法)

第三十八条 障害給付金は、年金として支給する。

2 障害給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

(失権)

第三十九条 障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

一 受給権者が死亡したとき。

二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなつたとき。

第四款 死亡一時金

(支給要件)

第四十条 死亡一時金は、企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が死亡したときに、その者の遺族に、資産管理機関が企業型記録関連連営管理機関等の裁定に基づいて、支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第四十一条 死亡一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下この条において同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を企業型記録関連連営管理機関等に対して表示したときは、その表示したところによるものとする。

一 配偶者

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて死亡した者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて第二号に該当しないもの

2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が二人以上あるときは、死亡一時金は、その人数によつて等分して支給する。

4 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。

5 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後五年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

(欠格)

第四十二条 故意の犯罪行為により企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第六節 事業主等の行為準則

(事業主の行為準則)

第四十三条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、企業型年金の実施に係る業務に関し、企業型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

3 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもつて、第七条第一項の規定による運営管理業務の委託に係る契約又は資産管理契約を締結すること。

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

4 事業主(運用関連業務を行う者である場合に限る。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもつて、特定の運用の方法を選定すること。

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

(資産管理機関の行為準則)

第四十四条 資産管理機関は、法令及び資産管理契約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

第七節 企業型年金の終了

第四十五条 企業型年金は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合に終了する。

一 次条第一項の承認があつたとき。

二 第四十七条の規定により企業型年金規約の承認の効力が失われたとき。

三 第五十二条第二項の規定により企業型年金規約の承認が取り消されたとき。

第四十六条 事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3 第四條第二項及び第三項の規定は、第一項の終了の承認の申請があつた場合について準用する。

第四十七条 事業主(企業型年金を共同して実施している場合にあつては、当該企業型年金を実施している事業主の全部)が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その実施する企業型年金の企業型年金規約の承認は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 事業主が死亡したとき、その相続人を代表する役員であつた者

二 法人が合併により消滅したとき、その法人が破産により解散したとき、その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき、その清算人

五 厚生年金適用事業所の事業主でなくなつたとき(前各号に掲げる場合を除く。)厚生年

金適用事業所の事業主であつた個人又は厚生年金適用事業所の事業主であつた法人を代表する役員

(政令への委任)

第四十八条 この節に定めるもののほか、企業型年金の終了に関し必要な事項は、政令で定める。

第八節 雑則

(運営管理業務に関する帳簿書類)

第四十九条 事業主(運営管理業務を行う者である場合に限る)は、厚生労働省令で定めるところにより、運営管理業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第五十条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金に係る業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第五十一条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主に対し、企業型年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業主に対する監督)

第五十二条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主がその実施する企業型年金に關し法令、企業型年金規約若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、又は事業主の企業型年金の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、期間を定めて、事業主に対

し、その違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 事業主が前項の命令に違反したとき、又は企業型年金の実施状況によりその継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該事業主の企業型年金規約の承認を取り消すことができる。

(厚生年金基金の業務の特例)

第五十三条 厚生年金基金は、その規約で定めるところにより、資産管理契約に係る業務を行うことができる。

2 厚生年金基金は、資産管理契約に係る業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第五十三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。この場合において、移換を受ける資産のうち当該企業型年金の各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるものの額は、第二十条に規定する拠出限度額、当該企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間等を勘案して政令で定める額を超えてはならない。

2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による資産の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始

第一款 個人型年金規約

(規約の承認)

第五十五条 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 連合会の名称及び所在地

二 第六十条第一項の規定により委託を受けた確定拠出年金運営管理機関(同条第三項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む)の名称及び住所並びにその行う業務

三 個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者(以下「個人型年金加入者等」という。)による確定拠出年金運営管理機関の指定に關する事項

四 個人型年金加入者が拠出する掛金(以下「個人型年金加入者掛金」という。)の額の決定又は変更の方法に關する事項

五 運用の方法の提示及び運用の指図に關する事項

六 個人型年金の給付の額及びその支給の方法に關する事項

七 個人型年金の実施に要する事務費の負担に關する事項

八 その他政令で定める事項

(承認の基準等)

第五十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項各号に掲げる事項が定められていること。

二 提示される運用の方法の数又は種類について、第七十三条において準用する第二十三条第一項の規定に反しないこと。

三 個人型年金加入者等による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

四 個人型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。

五 その他政令で定める要件

2 厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨を連合会に通知しなければならない。

3 連合会は、前条第一項の承認を受けたときは、政令で定めるところにより、同項の承認を受けた規約(以下「個人型年金規約」という。)を公告しなければならない。

(規約の変更)

第五十七条 連合会は、個人型年金規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。

第五十八条 連合会は、個人型年金規約の変更(前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る)をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 第五十六条第三項の規定は、前項の変更について準用する。

(個人型年金規約の見直し)

第五十九条 連合会は、少なくとも五年ごとに、個人型年金加入者数の動向、企業型年金の実施の状況、国民生活の動向等を勘案し、個人型年金規約の内容について再検討を加え、必要があると認めるときは、個人型年金規約を変更しなければならない。

第二款 運営管理業務の委託等

(運営管理業務の委託)

第六十条 連合会は、政令で定めるところによ

り、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託しなければならない。 2 確定拠出年金運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による委託に係る契約の締結を拒絶してはならない。 3 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。 4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に関し必要な事項は、政令で定める。 （事務の委託） 第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。	保険者（同法第八十九条（第二号）に係る部分に限る。）、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。） 二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者、厚生年金基金の加入員その他政令で定める者（第三項第八号において「企業年金等対象者」という。）を除く。） 2 個人型年金加入者は、前項の申出をした日に個人型年金加入者の資格を取得する。 3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。 一 死亡したとき。 二 六十歳に達したとき。 三 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（前二号に掲げる場合を除く。）。 四 国民年金法第七條第一項第三号に規定する第三号被保険者となったとき。 五 第六十四条第二項の規定により個人型年金運用指図者となったとき。 六 国民年金法第八十九条（第二号）に係る部分に限る。）、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。 七 法律によって組織された共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となったとき。	八 企業年金等対象者となったとき。 4 個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にかかのぼって、個人型年金加入者でなかったものとみなす。 （個人型年金加入者期間） 第六十三条 個人型年金加入者期間を計算する場合には、月によるものとし、個人型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。 2 個人型年金加入者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の個人型年金加入者期間を合算する。 （個人型年金運用指図者） 第六十四条 第六十二条第三項各号（第一号及び第五号を除く。）のいずれかに該当するに至ったことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、個人型年金運用指図者とする。 2 前項の規定によるほか、企業型年金加入者であった者（企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）又は個人型年金加入者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、連合会に申し出て、個人型年金運用指図者となることができる。 3 個人型年金運用指図者は、第一項に規定する者については個人型年金加入者の資格を喪失した日に、前項の申出をした者についてはその申出をした日に、それぞれ個人型年金運用指図者の資格を取得する。 4 個人型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第三号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、個人型年金運用指図者の資格を喪失する。 一 死亡したとき。 二 個人型年金に個人別管理資産がなくなったとき。 三 個人型年金加入者となったとき。 第六十二条第四項の規定は個人型年金運用指	図者の資格について、前条の規定は個人型年金運用指図者期間を計算する場合について準用する。 （確定拠出年金運営管理機関の指定） 第六十五条 個人型年金加入者等は、厚生労働省令で定めるところにより、自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関を指定し、又はその指定を変更するものとする。 （届出） 第六十六条 個人型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を連合会に届け出なければならない。 2 前項の規定は、個人型年金運用指図者について準用する。 3 連合会は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の届出があったときは、速やかに、その届出があった事項を個人型年金加入者等が指定した記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（以下「個人型記録関連運営管理機関」という。）に通知しなければならない。 （個人型年金加入者等原簿等） 第六十七条 連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する原簿を備え、これに個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。 2 個人型記録関連運営管理機関は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する帳簿を備え、これに個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。 3 個人型年金加入者及び個人型年金加入者であった者（死亡一時金を受けることができる者を含む。）は、連合会又は個人型記録関連運営管理機関に対し、第一項の原簿若しくは前項の帳簿の閲覧を請求し、又は当該原簿若しくは帳簿
--	---	--	---

に記録された事項について照会することができ
る。この場合においては、連合会及び個人型記
録関連運営管理機関は、正当な理由がある場合
を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んでは
ならない。

第三節 掛金

(個人型年金加入者掛金)

第六十八條 個人型年金加入者は、個人型年金加
入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金
を拠出する。

2 前項の規定による掛金の拠出は、国民年金法
の保険料の納付が行われた月(同法第八十九條
(第一号又は第三号に係る部分に限る。))又は第
九十四條の六の規定により同法の保険料を納付
することを要しないものとされた月を含む。)に
ついてのみ行うことができる。

3 個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金規
約で定めるところにより、個人型年金加入者が
決定し、又は変更する。

(拠出限度額)

第六十九條 個人型年金加入者掛金の額は、拠出
限度額(二月につき拠出することができ個人
型年金加入者掛金の額の上限として、個人型年
金加入者の種別(第一号加入者(個人型年金加入
者であつて、第六十二條第一項第一号に掲げる
ものをいう。))又は第二号加入者(個人型年金加
入者であつて、同項第二号に掲げるものをい
う。以下同じ。))の区別をいう。))並びに国民年金
基金の掛金及び農業者年金基金の保険料の額を
勘案して政令で定める額をいう。))を超えてはな
らない。

(個人型年金加入者掛金の納付)

第七十條 個人型年金加入者は、個人型年金規約
で定めるところにより、毎月の個人型年金加入
者掛金を連合会に納付するものとする。

2 第二号加入者は、厚生労働省令で定めるところ
により、前項の納付をその使用される厚生年
金適用事業所の事業主を介して行うことができ
る。

3 前項の場合において、厚生年金適用事業所の
事業主は、正当な理由なく、これを拒否しては
ならない。

4 連合会は、第一項及び第二項の納付を受けた
ときは、厚生労働省令で定めるところにより、
各個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛
金の額を個人型記録関連運営管理機関に通知し
なければならない。

(個人型年金加入者掛金の源泉控除)

第七十一條 前条第二項の規定により個人型年金
加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の
事業主は、第二号加入者に対して通貨をもって
給与を支払う場合においては、前月分の個人型
年金加入者掛金(第二号加入者がその事業所又
は船舶に使用されなくなった場合においては、
前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金
を給与から控除することができる。)

2 厚生年金適用事業所の事業主は、前項の規定
によつて個人型年金加入者掛金を控除したとき
は、個人型年金加入者掛金の控除に関する計算
書を作成し、その控除額を第二号加入者に通知
しなければならない。

第四節 個人型年金の終了

第七十二條 個人型年金は、連合会が解散するに
至つた日に終了する。

2 前項に定めるもののほか、個人型年金の終了
に關し必要な事項は、政令で定める。

第五節 企業型年金に係る規定の準用

第七十三條 前章第四節の規定は積立金のうち個
人型年金加入者等の個人別管理資産の運用につ
いて、同章第五節の規定は個人型年金の給付に
ついて、第四十三條第一項から第三項までの規
定は連合会について準用する。この場合におい
て、第二十二條中「事業主」とあり、並びに第
二十五條第三項及び第四項、第二十九條第二項、
第三十三條第三項、第三十四條、第三十七條第
三項並びに第四十條中「資産管理機関」とあるの
は、「連合会」と読み替へるほか、同章第四節及
び第五節並びに第四十三條第一項から第三項ま

での規定に關し必要な技術的読替へは、政令で
定める。

第六節 雑則

(連合会の業務の特例)

第七十四條 連合会は、国民年金法の規定による
業務のほか、第一条に規定する目的を達成する
ため、この法律の規定による業務を行う。

(個人型年金規約策定委員会)

第七十五條 連合会に、個人型年金規約策定委員
会(以下「策定委員会」という。)を置く。

2 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、
又は個人型年金規約を変更しようとするとき
は、策定委員会の議決を経なければならない。

3 この法律の規定による連合会の業務に係る次
に掲げる事項は、国民年金法第三十七條の十
一第一項の規定にかかわらず、策定委員会の議
決を経なければならない。

一 毎事業年度の予算

二 毎事業年度の事業報告及び決算

三 その他個人型年金規約で定める事項

4 前三項に定めるもののほか、策定委員会の組
織その他策定委員会に關し必要な事項は、政令
で定める。

(区分経理)

第七十六條 連合会は、この法律の規定により行
う業務に係る経理については、その他の経理と
区分して整理しなければならない。

(国民年金基金の業務の特例)

第七十七條 国民年金基金は、連合会の委託を受
けて、第六十一條第一項各号に掲げる事務を行
うことができる。

2 国民年金基金は、前項の規定により行う業務
に係る経理については、その他の経理と区分し
て整理しなければならない。

(個人型年金についての事業主の協力等)

第七十八條 厚生年金適用事業所の事業主は、当
該厚生年金適用事業所に使用される者が個人型
年金加入者である場合には、当該個人型年金加
入者に対し、必要な協力をするとともに、法令

及び個人型年金規約が遵守されるよう指導等に
努めなければならない。

2 前項の場合において、国は、厚生年金適用事
業所の事業主に対し、必要な指導及び助言を行
うことができる。

(国民年金法の適用)

第七十九條 この法律の規定により連合会の業務
が行われる場合には、国民年金法第三十七條
の十一第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げ
る事項(第二号から第四号までに掲げる事項に
あつては、確定拠出年金法(平成十二年法律
第 号)の規定による連合会の業務に係る
ものを除く。))と、同法第三十七條の二十三
中「規定」とあるのは「規定並びに確定拠出年
金法の規定」と、同法第三十八條の表第五條
(第二項(第十二條第二項を準用する部分を除
く。))及び第五條を除く。の項中「一時金」とあ
るのは「一時金(確定拠出年金法の規定により連
合会が支給するものを除く。))と、同法第四十
二條第一項中「規約」とあるのは「規約、確定拠
出年金法第五十六條第三項に規定する個人型年
金規約(次項において「個人型年金規約」とい
う。))と、同法第二項中「規約」とあるのは「規約
又は個人型年金規約」と、同法第五項中「第一項
の命令」とあるのは「第一項の命令、確定拠出年
金法の規定による連合会の事業に係るものを除
く。))と、事業」とあるのは「事業(確定拠出年
金法の規定により連合会が行うものを除く。))」
と、同法第四十五條第五号中「この章」とある
のは「この章又は確定拠出年金法」とするほか、
同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で
定める。

2 第七十七條第一項の規定により国民年金基金
の業務が行われる場合には、国民年金法第四
十五條第五号中「この章」とあるのは、「この章又
は確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)」
第七十七條第一項」とするほか、同法の規定の
適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 個人別管理資産の移換

(企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第八十条 次の各号に掲げる者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該資格を取得した者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者並びに第三号及び第四号に掲げる者を除く。)

二 個人型年金加入者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び第四号に掲げる者を除く。)

三 個人型年金運用指図者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び次号に掲げる者を除く。)

四 第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者

2 次の各号に掲げる者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)

一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限り、第三号に掲げる者を除く。)

二 個人型年金加入者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)

三 個人型年金運用指図者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)

給付金の受給権を有する者に限る。)

3 甲企業型年金の企業型記録連連管理機関等は、前二項の規定により当該企業型記録連連管理機関等に係る者の個人別管理資産が甲企業型年金の資産管理機関に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

第八十一条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く。)

2 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者であつて、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)

3 連合会は、前二項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(個人型年金運用指図者となつた者の個人別管理資産の移換)

第八十二条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(第六十四条第二項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。)

2 連合会は、前項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第八十三条 企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)

一 当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に前三条の規定により移換されなかつたもの(当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。)

2 当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者であつて、その個人別管理資産が前三条の規定により移換されなかつたもの

3 当該企業型年金の企業型記録連連管理機関等は、前項の規定により当該企業型記録連連管理機関等に係る者の個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(事業主への資産の返還)

第八十四条 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る第八十条から前条までの規定により当該企業型年金の資産管理機関が移換すべき個人別管理資産は、当該返還資産額を控除した額に相当する資産とする。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項に規定する場合においては、返還資産額に相当する金銭を当該返還資産額に係る事業主に返還するものとする。

(政令への委任)

第八十五条 この章に定めるもののほか、個人別管理資産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 確定拠出年金についての税制上の措置等

(税制上の措置)

第八十六条 確定拠出年金に係る掛金、積立金及び給付については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)並びにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税並びに道府県民税(都民税を含む。及び市町村民税(特別区民税を含む。))の課税について必要な措置を講ずる。

(指導及び助言)

第八十七条 国は、事業主及び連合会に対し、確定拠出年金の実施に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

第六章 確定拠出年金運営管理機関

第一節 登録

(登録)

第八十八条 確定拠出年金運営管理業は、主務大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではならない。

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営むことができる。

(登録の申請)

第八十九条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称及び住所

二 資本金額(出資の総額及び基金の総額を含む。)

三 役員の名氏及び住所

四 営業所の名称及び所在地

五 業務の種類及び方法

六 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項
2 前項の登録申請書には、第九十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第九十条 主務大臣は、第八十八条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第九十一条 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法人でない者
- 二 第四百四条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
- 三 この法律、厚生年金保険法その他政令で定める法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人
- 四 他に営んでゐる事業が公益に反すると認められる法人又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために確定拠出年金運営管理業務の遂行に支障を生ずると認められる法人

五 その役員のうち、第四百四条第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内に当該取消しに係る確定拠出年金運営管理機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第九十二条 確定拠出年金運営管理機関は、第八十九条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

(廃業等の届出等)

第九十三条 確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該確定拠出年金運営管理機関の登録は、その効力を失ふ。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員
- 二 破産により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の破産管理人
- 三 合併及び破産以外の理由により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の清算人
- 四 確定拠出年金運営管理業務を廃止したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員

(標識の掲示)

第二節 業務

第九十四条 確定拠出年金運営管理機関は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第九十五条 確定拠出年金運営管理機関は、自己の名義をもつて、他人に確定拠出年金運営管理業務を営ませてはならない。

(書類の閲覧)

第九十六条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、加入者等の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

(加入者等の運用の指図に資する措置)

第九十七条 確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第二十一条(第七十三条)において準用する場合を含む。の規定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。

(業務の引継ぎ)

第九十八条 確定拠出年金運営管理機関は、次の各号のいずれかに該当するとき、政令で定めるところにより、委託又は再委託を受けた運営管理業務の全部又は一部を当該運営管理業務を承継する他の確定拠出年金運営管理機関に引き継がなければならない。

- 一 第七条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第三項の規定による運営管理業務の委託に係る契約(以下「運営管理契約」という。)の変更又は解除があつたとき。
- 二 第六十五条の規定による指定の変更があつたとき。
- 三 第九十三条の規定により登録が効力を失つたとき。
- 四 第四百四条第二項の規定により登録が取り消されたとき。

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令に基づいて主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第一百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約束すること。
- 二 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約束すること。
- 三 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)
- 四 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であつて、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 五 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者

等に対し提示すること。

六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のもののについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること(当該確定拠出年金運営管理機関が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規定する投資顧問業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、若しくは確定拠出年金運営管理業の公正を害し、又は確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあるものとして主務省令で定める行為

第三節 監督

(業務に関する帳簿書類)

第百一条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第百二条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第百三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、確定拠出年金運営管理機関に対し、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして確定拠出年金運営管理機関の営業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第五十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。

(確定拠出年金運営管理機関に対する監督)

第百四条 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に関し、加入者等の利益を害する事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要な限度において、当該確定拠出年金

運営管理機関に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第八十八条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第九十一条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 不正の手段により第八十八条第一項の登録を受けたとき。

三 その行う確定拠出年金運営管理業に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 確定拠出年金運営管理業の継続が困難であると認めるとき。

(登録の抹消)

第百五条 主務大臣は、第九十三条の規定により登録がその効力を失ったとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分等の公告)

第百六条 主務大臣は、第百四条第二項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(政令への委任)

第百七条 この節に定めるもののほか、確定拠出年金運営管理機関の監督に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 雑則

(厚生年金基金及び国民年金基金の業務の特例)

第百八条 厚生年金基金及び国民年金基金は、第八十八条第一項の登録を受けて、確定拠出年金運営管理機関となることができる。

2 厚生年金基金及び国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行

われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十三年法律第 号)第百八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第百八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国に対する特例)

第百九条 国は、確定拠出年金運営管理業(個人型年金に係るものに限る。)を行うものとし、総務大臣がこれを管理する。

2 第八十八条、第九十一条、第九十三条、第九十八号(第三号又は第四号に掲げる場合に限る。)、第百四条第二項(第八十八条第一項の登録の取消しに係る部分に限る。)、及び第百五条並びに第八章の規定は、前項の規定により国が確定拠出年金運営管理業を行う場合については、適用しない。

3 第一項の規定により国が確定拠出年金運営管理業を行う場合については、前項に規定する規定を除き、国を確定拠出年金運営管理機関とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(期間の計算)

第百十条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法明治二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。

(資料の提供)

第百十一条 社会保険庁長官は、連合会に対し、この法律の規定による業務を行うために必

要な加入者等に係る国民年金の被保険者の資格に関する資料その他の厚生労働省令で定める資料を、提供することができるものとする。

(書類等の提出)

第百十二条 確定拠出年金運営管理機関(記録関連業務を行う事業主を含む。)は、必要があると認めるときは、給付の受給権を有する者以下「受給権者」という。)に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(届出)

第百十三条 個人型年金加入者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を連合会(受給権者が死亡した場合にあつては、当該受給権者を裁定した者)に届け出なければならない。

2 第六十六条第三項の規定は、連合会が前項の届出を受理した場合について準用する。

(主務大臣等)

第百十四条 前章における主務大臣は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は内閣総理大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は内閣総理大臣の発する命令とする。

3 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

5 内閣総理大臣は、前章の規定による権限(政令で定めるところを除く。)を金融庁長官に委任する。

6 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(財務大臣への資料提出等)

第百十五条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、確定拠出年金運営管理業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(実施規定)

第百十六條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、前章の実施のための手続その他その執行について必要な細則は主務省令で、その他この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。(経過措置)

第百十七條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第百十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百十八條第一項の登録を受けずに確定拠出年金運営管理業を営んだ者

二 不正の手段により第百十八條第一項の登録を受けた者

三 第百十五條の規定に違反して、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませた者

四 第百條第一号から第三号までの規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百條第四号の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

二 第百四條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、確定拠出年金運営管理業を

営んだ者

第百二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第百十九條第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第百一條の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者

四 第百二條の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

五 第百三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百二十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第百二十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第百二十四條第一項の規定に違反した者

三 第百四十四條第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第百九十六條の規定に違反して、書類を備えず、若しくは加入者等の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは加入者等に閲覧させた者

五 第百四條第一項の規定による命令に違反した者

第百二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人

又は人の業務に關して、第百十八條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十九條の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者

三 第五十條の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十二條第一項の規定による命令に違反した者

五 第五十八條第一項の規定に違反して、届出

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十三條及び第二十四條の規定

二 附則第十五條中地方税法第三十四條第一項第四号及び第三十四條第二項第一項第四号の改正規定並びに附則第十六條の規定

平成十四年四月一日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一條第三号に定める日前までの間における第六十二條第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「第九十條の三第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

「第九十條の二第一項」とあるのは「第九十條の二第一項」と、

をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第八十條第三項、第八十一條第三項、第八十二條第二項又は第八十三條第二項の規定に違反して、通知をしない者

七 第八十三條第三項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした者

第百二十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十六條第一項の規定に違反して、通知をしない者

二 第十六條第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者

三 第四十七條、第六十六條第一項、第九十三條又は第百十三條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

次各号に掲げる規定は、それぞれ

附則第十五條中地方税法第三十四條第一項

く。」とあるのは、「第百五十二条」とする。

(脱退一時金)

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一 六十歳未満であること。

二 企業型年金加入者でないこと。

三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。

四 障害給付金の受給権者でないこと。

五 その者の通算拠出期間(企業型年金加入者期間(第五十四条第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。))及び個人型年金加入者期間(個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。)を合算した期間をいう。が一月以上三年以上であること。

六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

2 前項の請求があつたときは、連合会は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関の裁定に基づき、個人型年金運用指図者以外の者にあつては自己の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 企業型年金加入者であつた者(個人型年金運用指図者を除く)は、第一項の請求は、第六十四条第二項の申出と同時にいうものとする。

4 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。

5 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期間に算入しない。

第四十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第五十条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

(厚生年金保険法の一部改正)

附則に次の三条を加える。

第三十条 基金(確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)の施行の日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。)に限る。以下同じ。は、設立事業所の事業主が同法第二項に規定する企業型年金(以下「企業型年金」という。)を実施する場合においては、第百三十二条第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、規約で定めるところにより、加入員の全部又は一部について、企業型年金加入期間(基金の加入員であつた期間のうち同時に当該企業型年金の同法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間であつた期間をいう。次項並びに第三項第一号及び第二号において同じ。)を年金給付の額の計算の基礎としないこととする。

第二号 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付の額の計算の基礎とするものとする。

第三号 第一項の場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第四十四条の二、第百三十二条第二項その他この法律及び他の法令の規定であつて政令で定めるものの適用については、第一項の規定により年金給付の額の計算の基礎としないこととされた企業型年金加入期間を当該基金の加入員であつた期間でないものとみなす。

二 第八十一条第五項の規定の適用については、特定加入員(第一項の規定により企業型年金加入期間を年金給付の額の計算の基礎としないこととされた加入員をいう。以下この条において同じ。)を基金の加入員でない者とみなす。

三 第百三十八条第二項の規定の適用については、同項中「各月」とあるのは、「各月(附則第三十条第一項の規定により年金給付の額の計算の基礎としないこととした月を含む。)」とする。

四 第百三十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「半額」とあるのは「半額(附則第三十条第三項第二号に規定する特定加入員に係る掛金にあつては、当該事業主が全額)」と、同条第二項中「掛金」とあるのは「掛金(附則第三十条第三項第二号に規定する特定加入員に係るものを除く。)」とする。

4 第一項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する設立事業所の事業主の全部及び加入員のうち特定加入員となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入員のうち特定加入員となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならない。

5 前項の場合において、当該企業型年金が実施される設立事業所が二以上であるときは、各同項の特定加入員となるべき者の同意は、各設立事業所について得なければならない。

第三十一条 基金は、規約で定めるところにより、年金給付等積立金の一部を、設立事業所の事業主が実施する企業型年金における当該

設立事業所に使用される加入員の個人別管理資産(確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。)に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該年金給付等積立金の一部を当該企業型年金の資産管理機関(同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換することができる。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規約を定める場合について準用する。この場合において、同条第四項中「特定加入員」とあるのは、「当該年金給付等積立金の移換に係る加入員」と読み替へるものとする。

3 解散した基金は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該解散した基金に係る適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該適用事業所に使用される被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第百四十七条第四項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(附則第三十一条第三項の規定により移換されたものを除く。)」とする。

第三十二条 前二条に定めるもののほか、基金に係る適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該基金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国税徴収法の一部改正)

第六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「休業手当金及びこれらの性質を有する給付」の下に「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第三十五条第一項(老齢給付金の支給方法)(同法第七十三条(企業型年金に係る規定の準用)において準用する場

合を含む。の規定に基づいて支給される年金及びを、「一時恩給及びこれらの性質を有する給付」の下に「確定拠出年金法第三十五条第二項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金及び」を加える。

（所得税法の一部改正）

第七条 所得税法の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項中「掲げる者」を「定める者」に改め、「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第七十五条第二項中「契約に基づく」を削り、同項第一号中「除く。」の下に「に基づく掛金」を加え、同項第二号中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 確定拠出年金法（平成十二年法律第五号）第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金

第七十六条第一項第二号中「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第八十八条の見出し中「社会保険料」を「社会保険料等」に改め、同条中「社会保険料」を「社会保険料又は第七十五条第二項小規模企業共済等掛金控除」に規定する小規模企業共済等掛金」に改め、「社会保険料の金額」の下に「当該小規模企業共済等掛金の額との合計額」を加える。

別表第二の表中「社会保険料等」を「社会保険料等」に改め、同表の注を次のように改める。

（注） この表における用語については、次に定めるところによる。

（一） 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（二） 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。別表第二の備考中「社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料等）」を「社会保険料等」と改める。

加える。

第九十条第二号イ中「金額」の下に「及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（以下この条において「小規模企業共済等掛金」という。）の額」を加え、同号ロ中「社会保険料の金額」を「社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（それぞれに改め、「されたもの」の下に「小規模企業共済等掛金の額にあつては、第九十六条第二項（保険料等の支払を証明する書類の提出等）に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。」を加え、「第七十五条第一項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金の額、及び（生命保険料控除等の支払を証する書類の提出等）」を削る。

第九十五条第一項中「社会保険料」を「社会保険料等」に改める。

第九十六条第一項第二号中「金額」の下に「及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（給与等から控除されるものを除く。）の額」を加え、同項第三号中「第七十五条第一項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金の額」を削り、同条第二項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「生命保険料」を「又は同項第三号に規定する生命保険料」に、「又は損害保険料」を「若しくは損害保険料」に改める。

第二百二十七条中「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

別表第三の表中「社会保険料等」を「社会保険料等」に改め、同表の注を次のように改める。

（注） この表における用語については、次に定めるところによる。

（一） 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（二） 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。別表第三の備考中「社会保険料等」を「社会保険料等」に改める。

別表第四の表中「社会保険料等」を「社会保険料等」に改め、同表の注を次のように改める。

（注） この表における用語については、次に定めるところによる。

（一） 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（二） 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。別表第四の備考中「社会保険料等」を「社会保険料等」に改める。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定による改正後の所得税法（以下この条において「新所得税法」という。）の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、この法律の施行の日（以下この条及び附則第十四条において「施行日」という。）以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等（以下この条及び附則第十四条において「給与等」という。）について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

3 新所得税法第九十条の規定は、平成十三年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、その最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正）

第九条 法人税法の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項中「掲げる者」を「定める者」に、「寄付金」を「寄附金」に改め、「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加え、同条第二項中「又は第八十四条第一項」を「若しくは第八十四条第一項」に改め、「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を、「に係る信託」の下に「又は厚生年金基金の第八十四条第一項に規定する確定拠出年金資産管理契約に係る信託」を、「当該信託会社」の下に「又は当該厚生年金基金」を加える。

第八十四条第一項中「管理の受託の業務」の下に「確定拠出年金資産管理契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、確定拠出年金法（平成十二年法律第五号）第二十三条第三項（定義）に規定する個人型年金を実施する業務」を加え、同条第二項中「各号に掲げる金額」を「各号に定める金額」に改め、同項第一号中「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る信託財産の価額として政令で定めるところにより計算した金額の

合計額

第八十四条第二項第二号中「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち保険料積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第三号中「適格退職年金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第四号を次のように改める。

四 確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る損害保険の業務を行う内国法人次に掲げる金額の合計額

イ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち払戻積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ 各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これらの契約に係る責任準備金額のうち払戻積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

八 確定拠出年金法第二條第三項に規定する個人型年金を実施する同条第五項に規定する連合会 同法第六十一條第一項第三号（事務の委託）に規定する積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

第八十四条第三項中「規定する信託の契約をいい」の下に、「前二項に規定する確定拠出年金資産管理契約とは、確定拠出年金法第八條第一項（資産管理契約の締結）の規定により締結された信託、生命保険、生命共済又は損害保険の契約をいい」を加える。

（印紙税法の一部改正）
第十条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「同条第二項第一号別表第一第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 確定拠出年金運営管理業の登録
確定拠出年金法（平成十二年法律第三号）第八十八條 登録件数 一件につき九万円
第一項（登録）の確定拠出年金運営管理業の登録

（消費税法の一部改正）
第十二條 消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第十四條第一項中「寄付金」を「寄附金」に改め、「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正）
第十三條 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。
別表第一から別表第三までの規定中「（略）」を「（略）」に改める。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十四條 前条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律別表第三までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）
第十五條 地方税法の一部を次のように改正する。
第二十四條の三第一項ただし書中「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加える。
第三十四條第一項第四号中「契約に基づく」を

（連合会の業務）の業務」の下に「並びに確定拠出年金法（平成十二年法律第三号）第七十三條（企業型年金に係る規定の準用）において準用する同法第三十三條第三項（支給要件）、第三十七條第三項（支給要件）及び第四十條（支給要件）に掲げる給付」を加える。

（登録免許税法の一部改正）
第十一條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の三第一項ただし書、第七十二條の八十第一項ただし書及び第二百九十四條の三第一項ただし書中「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。
第三百十四條の二第二項第四号中「契約に基づく」を削り、同号イ中「（略）」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロ中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 確定拠出年金法（平成十二年法律第三号）第五十五條第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金
第七十二條の三第一項ただし書、第七十二條の八十第一項ただし書及び第二百九十四條の三第一項ただし書中「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。
第三百十四條の二第二項第四号中「契約に基づく」を削り、同号イ中「（略）」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロ中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第十六條 前条の規定による改正後の地方税法（次項において「新地方税法」という。）第三十四條第一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
2 新地方税法第三十四條の二第一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（郵便貯金法の一部改正）
第十七條 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。
第十一條の次に次の一条を加える。
第十一條の二（資産管理機関等の郵便貯金に関する特例） 確定拠出年金法（平成十二年法律第三号）第二條第七項第一号ロに規定する資産管理機関又は同条第五項に規定する連

削り、同号イ中「（略）」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロ中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
ロ 確定拠出年金法（平成十二年法律第三号）第五十五條第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金
第七十二條の三第一項ただし書、第七十二條の八十第一項ただし書及び第二百九十四條の三第一項ただし書中「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。
第三百十四條の二第二項第四号中「契約に基づく」を削り、同号イ中「（略）」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロ中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。))に限る。)(以下「資産管理機関等」という。))が同法第二十五条第一項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))の規定による運用の指図に係る同法第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置としてする郵便貯金については、当該郵便貯金のうち当該運用の指図により指図された額に相当する部分を当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなされた部分の一部で前条第三項の規定により国債証券を購入保管したときは、当該国債証券については、同条第四項の規定

(郵便法の一部改正)

第十八条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

○郵政事業庁が郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱に関する法律(平成十二年法律第六十九号)第二十一条の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務

第二十条第一項中「交付に関する業務の下に」を「総務省が確定拠出年金法(平成十二年法律第三号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業務」を加える。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第十九条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「並びに当せん金付証券法を」を「当せん金付証券法に改め、交付に関する業務」の下に「並びに確定拠出年金法(平成十二年法律第三号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業務」を加える。

第二十条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

(簡易生命保険法の一部改正)

第三十四条第一項中「被保険者」の下に「(当該保険契約が確定拠出年金法(平成十二年法律第三号)第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置として締結されたものであるときは、保険契約者」を加える。

第五十九条第四項中「保険契約においては」を「保険契約(保険契約者を年金受取人とするものを除く。))においては」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第二十一条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

○郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱に関する法律(平成十二年法律第六十九号)第二十一条の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務

第二条中「交付に関する業務」の下に「確定拠出年金法(平成十二年法律第三号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から総務省に委託された事務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業務に関する事務」を加える。

(簡易郵便局法の一部改正)

第二十三条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「交付に関する郵政窓口事務」の下に

「確定拠出年金法(平成十二年法律第三号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務に関する郵政窓口事務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業務に関する郵政窓口事務」を加える。

第十条第一項中「及び当せん金付証券法を」を「当せん金付証券法及び確定拠出年金法」に改める。

(預金保険法の一部改正)

第二十三条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「この条の下に」を「次条」を加え、「次項」を「次項及び次条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(確定拠出年金に係る預金等の特例)

第五十四条の二 一の保険事故が発生した金融機関の預金者等が確定拠出年金法(平成十二年法律第三号)第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関(同法第八十一条第一号に規定する信託の受託者に限る。))又は同法第二条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。))に限る。)(以下「資産管理機関等」という。))である場合におけるその者の保険金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金(確定拠出年金法第八十一条第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。))の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等(同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等という。以下この条において同じ。))のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日(以下この項において「保険事故日」という。))において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額(同法第十三条に規定する個人別管理資産額をいう。))に相当する金額の部分(次項において「個人別管理資産額相当預金等債権」という。))を当該加入者等の預金等に係る債権とみなして前条第一項から第三項までの規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該金融機関に対して有する預金等に係る

債権について前条第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前条第一項から第三項までの規定により保険金の額とされる金額

2 前項第一号の規定により前条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の預金等に係る債権と当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産相当預金等債権があるときは、当該加入者等の預金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産相当預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 第一項の場合において、第五十三条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産(確定拠出年金法第二十二項に規定する個人別管理資産をいう。)に積み立てられたものとみなす。

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四条第一項から第三項まで並び

に第五十四条の二第一項及び第二項とする。

一 第一項の場合において、破綻金融機関の預金等に係る債務を他の金融機関が引き受けるとき、第二項第十一項

二 第二項の場合において、第五十三条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたとき、第五十八条第一項

三 第三項の場合において、破綻金融機関が営業の一部を他の金融機関に譲渡するとき、第五十九条第二項

5 第一項の場合において、機構が第二百二十七条第一項各号に掲げる金融機関から預金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の適用については、同項中「第五十四条第一項から第三項まで」とあり、及び「同条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十四条の二第一項及び第二項とする。

附則第二十三条に次の二項を加える。

7 第五十四条の二第二項の場合において、附則第六條の二第一項の保険事故が発生したときにおける第五十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「附則第六條の二」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第六條の二第二項」とする。

8 第五十四条の二第二項の場合において、次に掲げる規定により機構が保険金の額を計算するときにおける当該規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十四条の二第一項及び第二項」とする。

一 附則第十六条第一項
二 附則第十八条第二項

(預金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 前条の規定による改正後の預金保険法第五十四条の二の規定は、平成十三年四月一日以後に発生する預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、同日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律(一部改正)

第二十五条 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第一項中「この条の下に、次条を、」次項の下に、及び次条を加え、同条の次に次の一条を加える。

(確定拠出年金に係る貯金等の特例)
第五十六條の二 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が確定拠出年金法平成十三年法律第 号第二

条第七項第一号に規定する資産管理機関(同法第八條第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。)又は同法第二條第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一條第一項第三号に規定する事務の受託者(信託業務を営む金融機関を含む。)に限り、(以下「資産管理機関等」という。)である場合におけるその者の保険金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金(確定拠出年金法第八條第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。)の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等(同法第二條第七項第一号に規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。)のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日(以下この項において「保険事故日」という。)において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額(同法第二條第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。以下この項において同じ。)に相当する金額の部分(次項において「個人別管理資産額相当貯金等債権」という。)を当該加入者等の貯金等に係る債権とみなして前条第一項から第三項までの規定を適用

した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権について前条第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前条第一項から第三項までの規定により保険金の額とされる金額

2 前項第一号の規定により前条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の貯金等に係る債権と当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産相当貯金等債権があるときは、当該加入者等の貯金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産相当貯金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 第一項の場合において、第五十五條第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産(確定拠出年金法第二十二項に規定

する個人別管理資産をいう。）に積み立てられたものとみなす。

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項」とする。

一 第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務を他の農水産業協同組合が引き受けるとき。 第二項第九項

二 第一項の場合において、第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたとき。 第六十条第一項

三 第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合が信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するとき。 第六十一条第二項第三号

5 第一項の場合において、機構が第一百一条第一項各号に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「第五十六条第一項から第三項まで」とあり、及び「同条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項」とする。

附則第六条の二に次の一項を加える。

5 第一項に規定する保険事故が発生した場合における第五十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「附則第六条の二第一項から第三項まで」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第六条の二第二項」とする。

附則第七条第一項及び第九条第二項中「第五十六条第一項から第三項まで」の下に「並びに第五十六条の二第一項及び第二項」を加える。

(金融庁設置法の一部改正)

第二十六條 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「から半まで」を「からノまで」に改め、同条第三号に次のように加える。

ノ 確定拠出年金運営管理業を営む者

(総務省設置法の一部改正)

第二十七條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)の」を「確定拠出年金法(平成 年法律第 号)の」に改め、同条のうち

確定拠出年金法附則第二十四条の次に二条を加える改正規定中「確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)を」を「確定拠出年金法(平成 年法律第 号)に改め、連合会」の下に

「若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者(信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。))に限る。」を加える。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第五十六条の二の規定は、施行日以後に発生する同法第四十九条第二項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

(郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の一部改正)

第二十七條 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条から附則第五条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

(農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正)

第二十八條 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条を削る。

第四條第七十九号二中「並びに当せん金付証券法を、」当せん金付証券法に改め、「交付に関する業務」の下に、並びに確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第六十一条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務

り国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第九十一条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業」を加える。

(郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の効力)

第二十八條 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)のうち、附則第二条の規定はこの法律による改正後の郵便法の規定を、附則第三条の規定はこの法律による改正後の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の規定を、附則第四条の規定はこの法律による改正後の郵政事業特別会計法の規定を、附則第五条の規定はこの法律による改正後の総務省設置法の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十九條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第百号の次に次の一号を加える。

百の二 確定拠出年金事業に関すること。

第十八條第一項中「第百号」の下に「、第百号の二」を加える。

平成十三年六月二十二日印刷

平成十三年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局